

第3期
南相馬市地域福祉計画
(素案)

2019年●月
南相馬市

市長あいさつ文

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口の動態等	5
(1) 人口の推移	5
(2) 人口ピラミッド	6
(3) 人口推計	7
(4) 自然動態・社会動態	8
(5) 合計特殊出生率	9
(6) 世帯の状況	10
(7) 就業及び産業の状況	12
(8) 障がい者（手帳所持者）数の推移	14
(9) 要介護等認定者数の推移	15
(10) 生活保護の状況	16
(11) 自殺者数の推移	16
2 各種団体等の状況	17
(1) 行政区・隣組	17
(2) 社会福祉協議会	17
(3) 民生委員・児童委員	17
(4) N P O事業者等	17

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	19
2 計画の基本施策	20
3 計画の体系	21
4 「自助」・「互助・共助」・「公助」の考え方	22
5 福祉圏域の設定	23

第4章 現状と課題及び取組方針

1 市民の相互協力による福祉のまちづくりの推進	25
(1) 地域での支えあい・ふれあい活動の推進	26
(2) 社会参加の促進と生きがいづくり	27
(3) 地域の見守り活動の推進	28
(4) 災害時における市民相互支援ネットワークの構築	29

2 地域福祉を支える基盤の確立.....	30
(1) 社会福祉協議会や地域組織、事業者などとの連携.....	31
(2) 福祉ボランティア活動の充実・N P O活動の推進.....	32
(3) 支えあい・助けあう福祉意識を育む.....	33
(4) 地域包括ケアシステムの推進.....	35
(5) 子育て環境の充実.....	36
3 安心して暮らすための生活支援の充実.....	37
(1) 総合的な相談体制の充実.....	38
(2) 福祉サービスの充実.....	39
(3) 人権尊重の社会づくりの推進.....	40
(4) ひとに優しいまちづくりの推進.....	42
(5) 生活支援の充実.....	44
(6) 身体とこころの健康づくり.....	46

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の周知.....	49
2 関係機関等との連携・協働.....	49
3 計画の進捗管理.....	49

資料

1 計画の策定体制.....	51
(1) 策定体制.....	51
(2) 南相馬市地域福祉計画策定推進委員会委員名簿.....	52
(3) 南相馬市地域福祉計画策定推進委員会設置要綱.....	53
(4) 南相馬市地域福祉計画策定検討会設置要綱.....	55
2 アンケート調査の実施及び結果.....	57
(1) 南相馬市地域福祉計画策定のためのアンケート調査の実施.....	57
(2) 南相馬市地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果.....	57
3 地域福祉懇談会の実施及び結果.....	82
(1) 地域福祉懇談会の実施.....	82
(2) 地域福祉懇談会結果.....	83

本計画における年表記について

本計画策定時点で、平成 31 年 5 月以降の新元号が決まっていないことから、
平成 31 年以降の年は「西暦」にて表記しています。

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、平成23年3月11日の東日本大震災により甚大な被害を受けましたが、震災を教訓として、人と人のつながりや絆の大切さ、地域住民同士による支えあい・助けあい、災害時において避難が困難な人への支援の重要性を再認識し、平成27年3月に「第2期南相馬市地域福祉計画」を策定しました。

第2期南相馬市地域福祉計画では『健康で安心して暮らすことができるまち、南相馬』を基本理念に掲げ、住民や行政、民間の地域を支える団体や事業者などが力を合わせ、地域において住民一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう地域福祉を推進してきました。

しかしながら、本市は人口が減少傾向にあるものの高齢化率は約34%（平成30年3月末現在 住民基本台帳登録人口による年齢別人口割合）と高い水準となっていることに加え、生活保護世帯、自殺者なども増加しています。さらには、生活困窮者、子育て、介護、虐待等地域における課題は複雑多様化し、既存のサービスや仕組みだけでは対応することが困難になってきています。

こうした状況において、従来の『縦割り』の支援や「支え手」「受け手」という関係を超えて住民や地域を支える多種多様な団体や事業所などが主体的に『我が事』として課題を捉え、地域の人と人、人と資源を世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで解決し、地域をともにつくっていく地域共生社会の実現が期待されています。

今後は地域の課題解決に向け、福祉分野だけに限らず保健・医療、教育、雇用など、さまざまな分野が横断的に連携し、生活上の困難を抱える高齢者や障がい者などが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現していく必要があります。

本市では、市政運営の基本方針である「南相馬市復興総合計画」を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、地域住民、行政、福祉関係者などの協働により、さらなる地域福祉の充実を図るため、「第3期南相馬市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

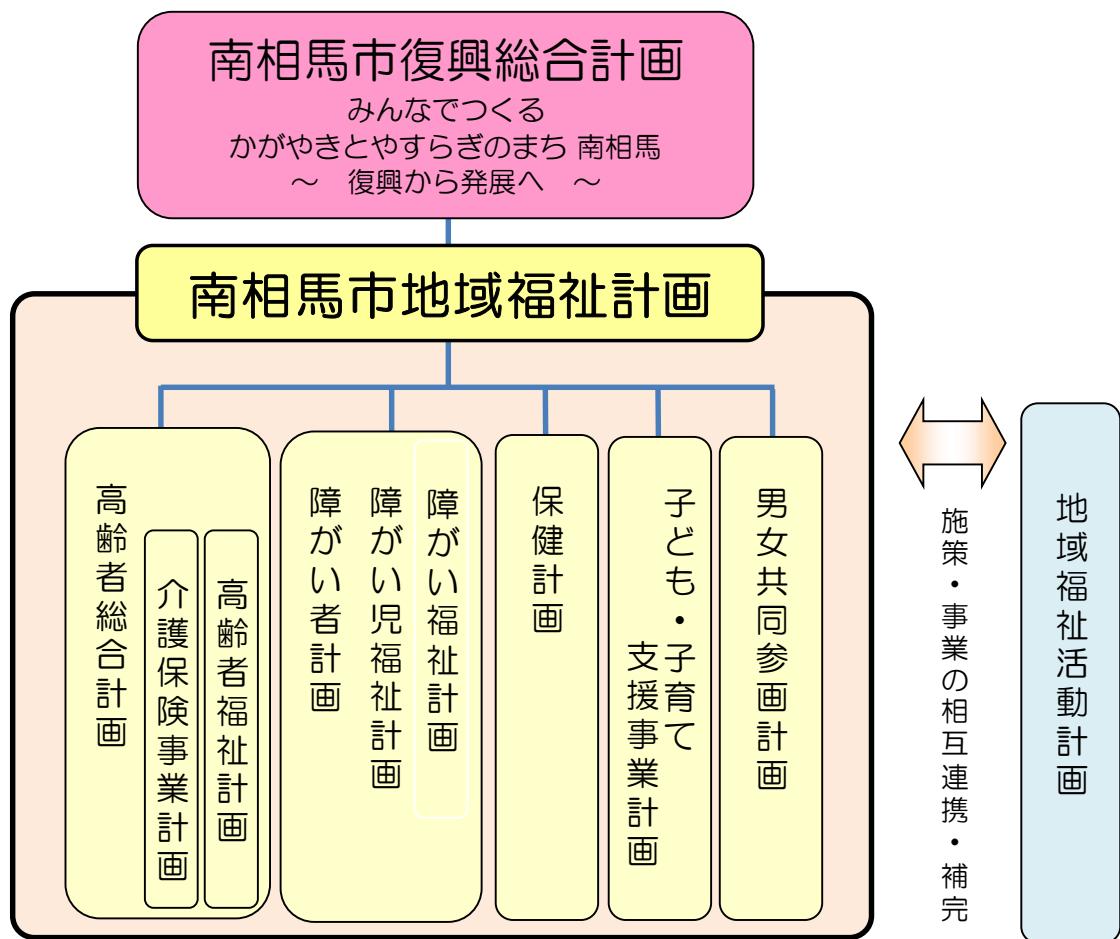
2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。

また、本計画は、市政運営の基本方針である「南相馬市復興総合計画」の分野別計画としての性格を持っています。

さらには、福祉分野における「高齢者総合計画」、「障がい者計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「保健計画」等の上位計画として、各個別計画に共通する理念を相互に関連付けるとともに、地域福祉を進めていくための主な取組方針を示しています。

●地域福祉関連計画等との関係



3 計画の期間

本計画は、2019年を初年度とし、2022年を最終年度とする4年間の計画です。

ただし、計画期間中であっても、計画の実施状況や社会情勢の変化などの住民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて計画を点検し、見直しを行います。

社会福祉法（抄）（昭和 26 年法律第 45 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

（1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

（2）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

（3）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

（4）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（5）前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

第2章 地域福祉を取り巻く現状

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口の動態等

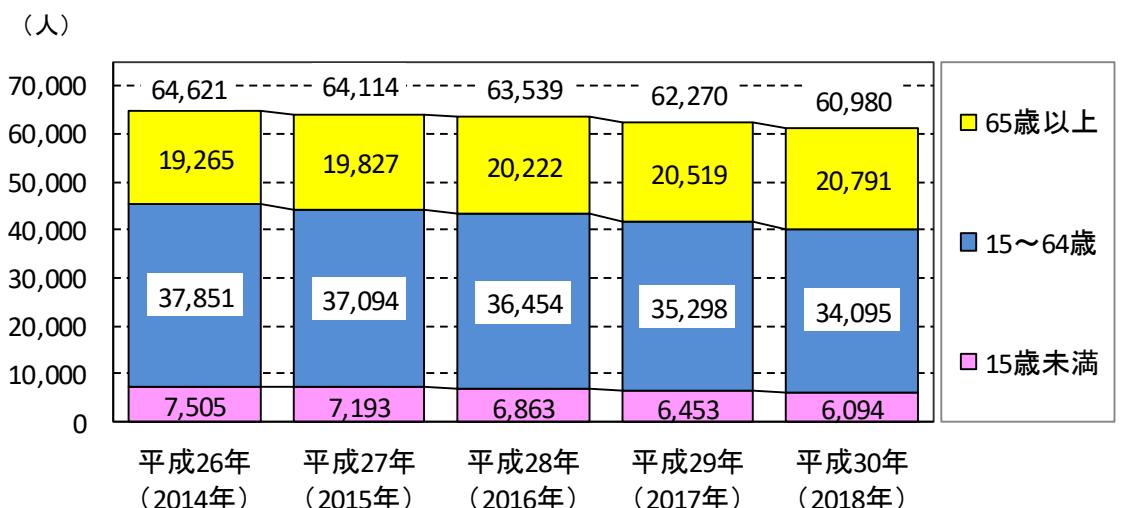
(1) 人口の推移

南相馬市の人口は、減少傾向で推移し、平成26年から平成30年で3,641人減少しています。年齢3区分別人口では、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口は増加傾向が続いている。

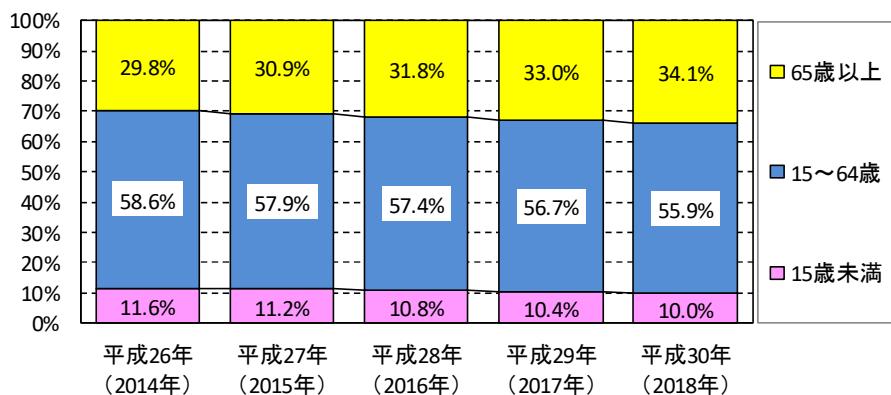
また、年齢3区分人口構成も同様に15歳未満の年少人口割合、15～64歳の生産年齢人口割合は減少し、65歳以上の高齢者人口割合（高齢化率）は増加傾向で推移し、平成30年4月1日現在では、年少人口割合10.0%、生産年齢人口割合55.9%、高齢者人口割合34.1%となっています。

高齢者人口の増加に伴い、高齢者の社会参加促進や地域内で世代を超えた交流会など地域の交流を促進し、ともに支え、助けあう地域の福祉意識を高めていくことが重要です。

■年齢3区分別人口推移



■年齢3区分別人口割合推移

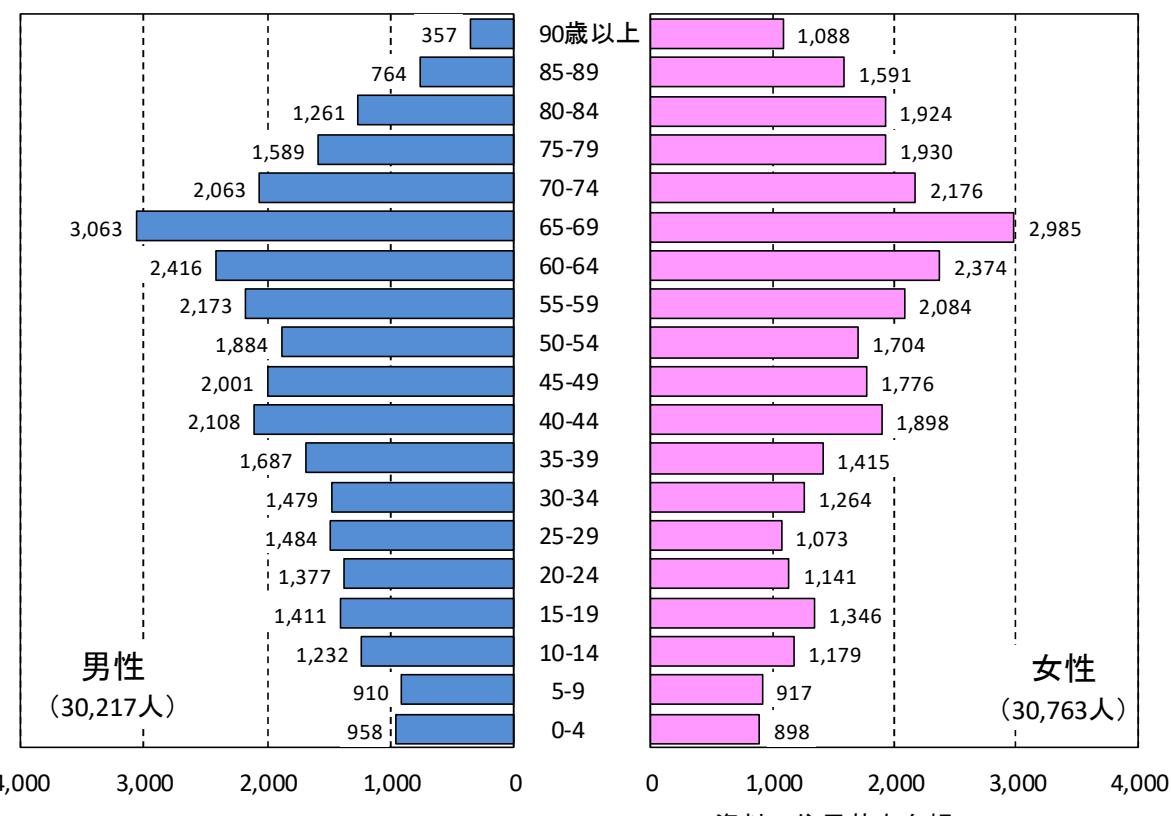


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

（2）人口ピラミッド

平成30年4月1日時点での人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく将来の人口減少が予測される人口構成となっています。また、年齢構成が高齢化している様子がうかがえるとともに、65～69歳の構成人員が最も多く、次に60～64歳の構成人員が多いことから、今後も高齢者数の増加が続くことが予測されます。

■人口ピラミッド（平成30年3月末時点）



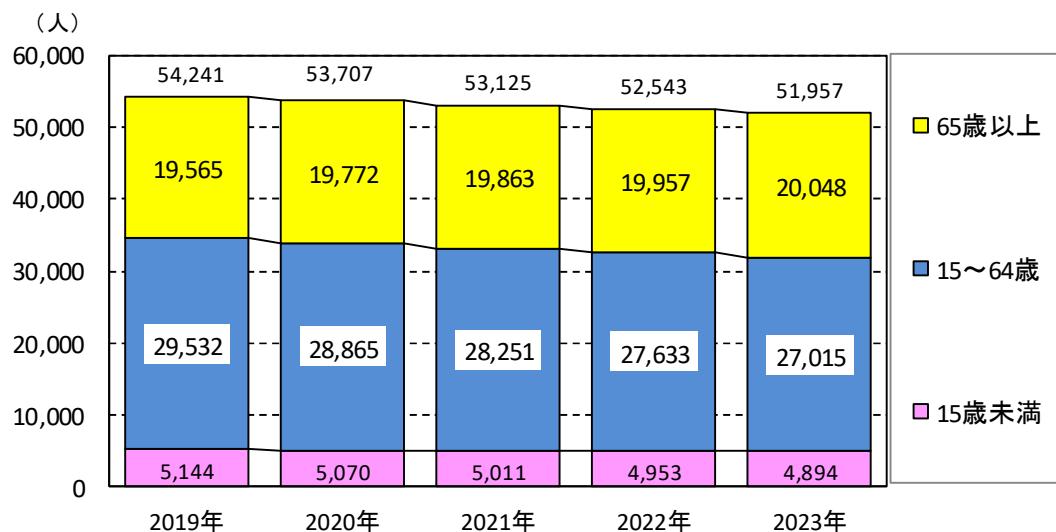
資料：住民基本台帳

(3) 人口推計

本市の総人口は、減少が続き、5年後の2023年には51,957人になることが予測されます。また、年齢3区分別人口比率は、15歳未満の年少人口比率と15~64歳の生産年齢人口比率は減少し、65歳以上の高齢者人口比率は今後も増加し続けることが予測されます。

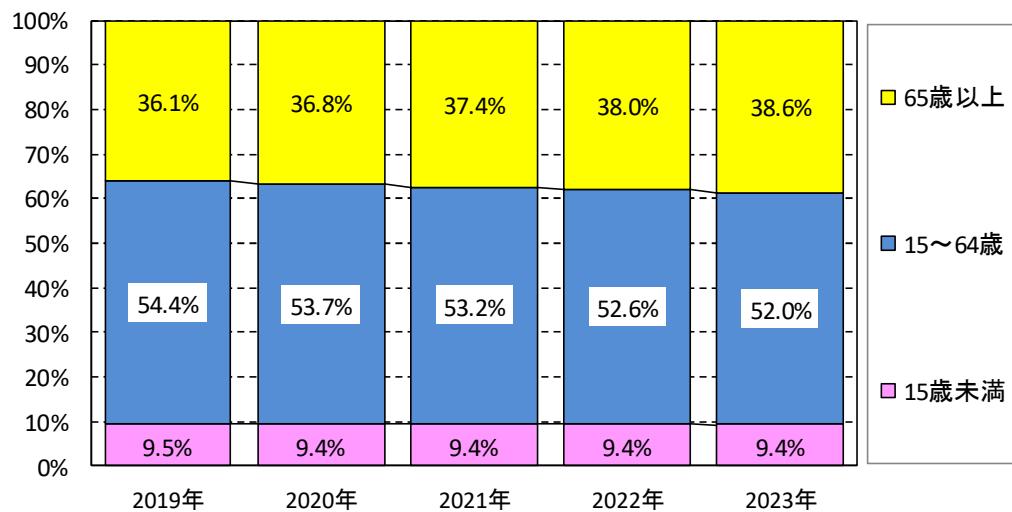
増加する高齢者が安心して暮らせる福祉のまちづくりとともに、生産年齢人口と将来の生産年齢人口を支える年少人口の割合を増加させるため、地域の就労環境や、医療や福祉を含めた社会インフラの整備、子育て世代が安心して出産・育児ができる支援体制の整備が求められます。

■年齢3区分別人口推計



資料：南相馬市人口予測結果 2018（南相馬市企画課）

■年齢3区分別人口比率の推移



資料：南相馬市人口予測結果 2018（南相馬市企画課）

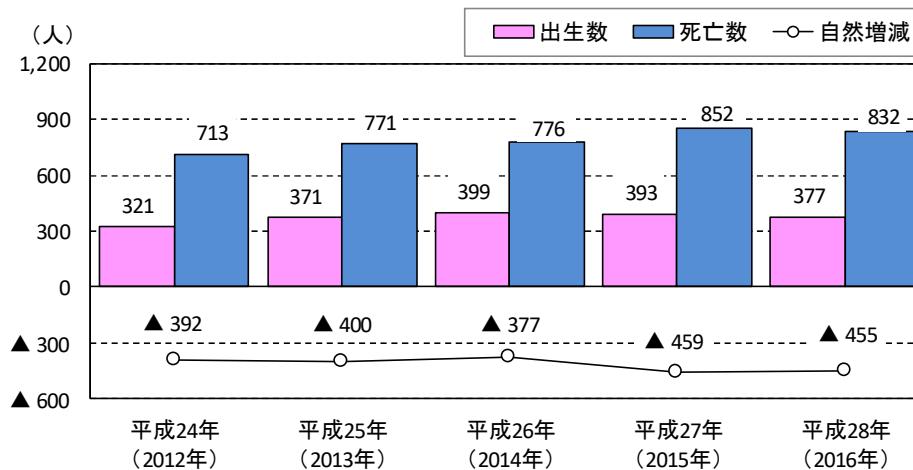
(4) 自然動態・社会動態

自然動態について、出生数と死亡数の推移をみると、常に死亡数が出生数を上回り、平成28年の自然増減は、455人の減となっています。

社会動態について、転入数と転出数の推移をみると、平成24年の転入数の少なさ、社会減の大きさは、平成23年3月に発生した東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の影響によるものと考えられます。その後、転入数は増加傾向に推移していますが、同様に転出数も増加しており、常に転出数が転入数を上回っています。平成28年の社会増減は、525人の減となっています。

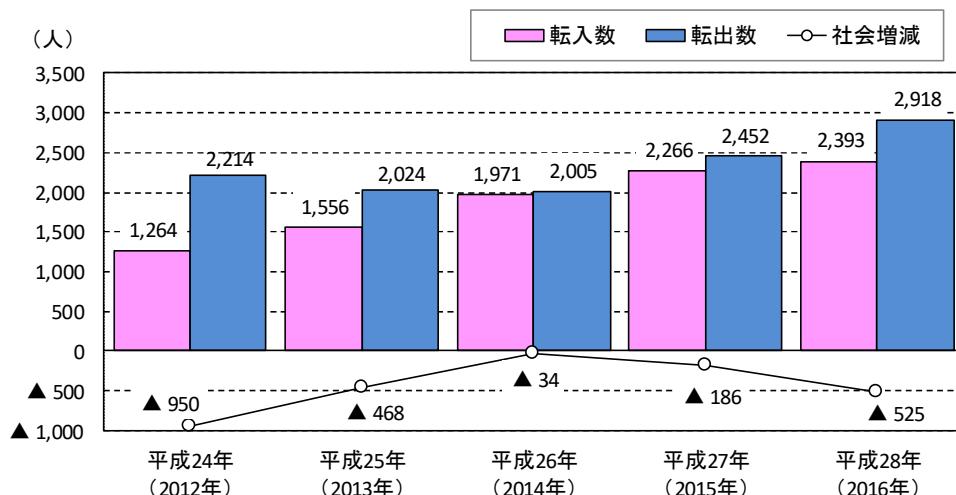
また、転入者とこれまで住んでいる住民との関係の構築も重要な課題であり、隣組への加入や地域活動への参加を促進し、地域の繋がりづくりを推進することが求められます。

■自然動態



資料：福島県現住人口調査年報

■社会動態



資料：福島県現住人口調査年報

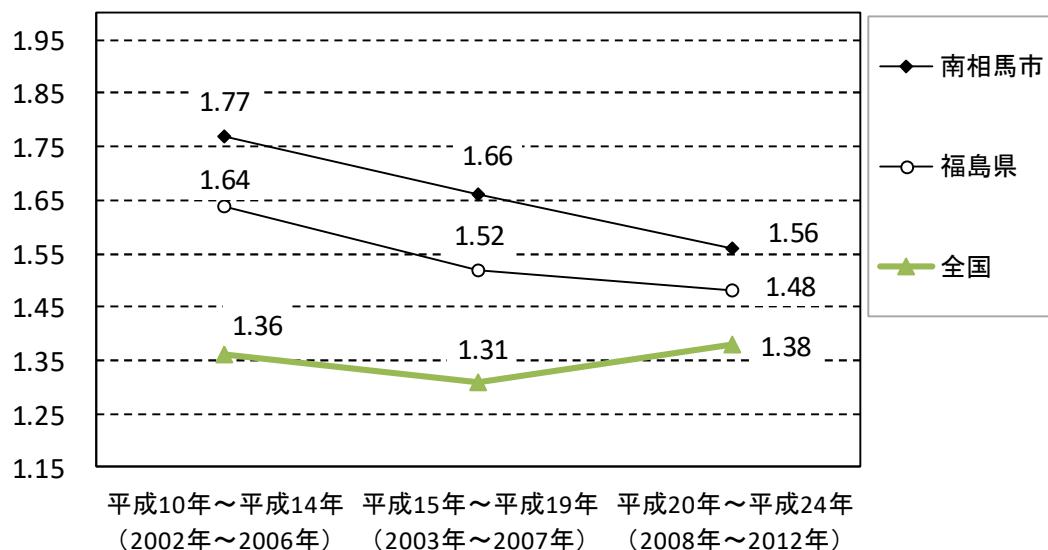
(5) 合計特殊出生率

南相馬市の合計特殊出生率は、全国や福島県の値よりも高く推移していますが、低下傾向で推移しています。

平成 20 年（2008 年）～平成 24 年（2012 年）年においては、全国的には上昇していますが、福島県、本市においては東日本大震災の影響もあり低下しています。

今後は、男女問わず育児休業の取得を促進し、出産や育児に関する情報提供の充実や子育て世帯同士の交流など、地域全体で子ども・子育て世帯を見守る環境の整備を図り、安心して子どもを産み・育てられる地域づくりが求められます。

■合計特殊出生率



資料：福島県統計年鑑

※合計特殊出生率：15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が一生の間に何人子どもを産むかを推計したもの

(6) 世帯の状況

一般世帯数は、平成22年まで増加傾向で推移していましたが、平成23年に発生した東日本大震災の影響もあり、平成27年では減少に転じ21,319世帯となっています。

その内訳では、単独世帯数の増加傾向が見られ、一世帯当たりの人員も減少傾向で推移し、平成27年では2.7人となっています。

また、平成27年の父子世帯数は101世帯、母子世帯数は394世帯となっています。

さらに、高齢者のいる世帯の状況では、高齢単身世帯と高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）は増加傾向で推移しているものの、その他の高齢者世帯は平成22年から平成27年にかけて減少しています。

高齢単身世帯や高齢夫婦世帯が増加傾向で推移することが予想されるなか、地域住民と民生委員・児童委員などの関係機関が連携し、高齢単身世帯などが孤立することのないよう、地域での見守り活動を推進していくことが重要です。

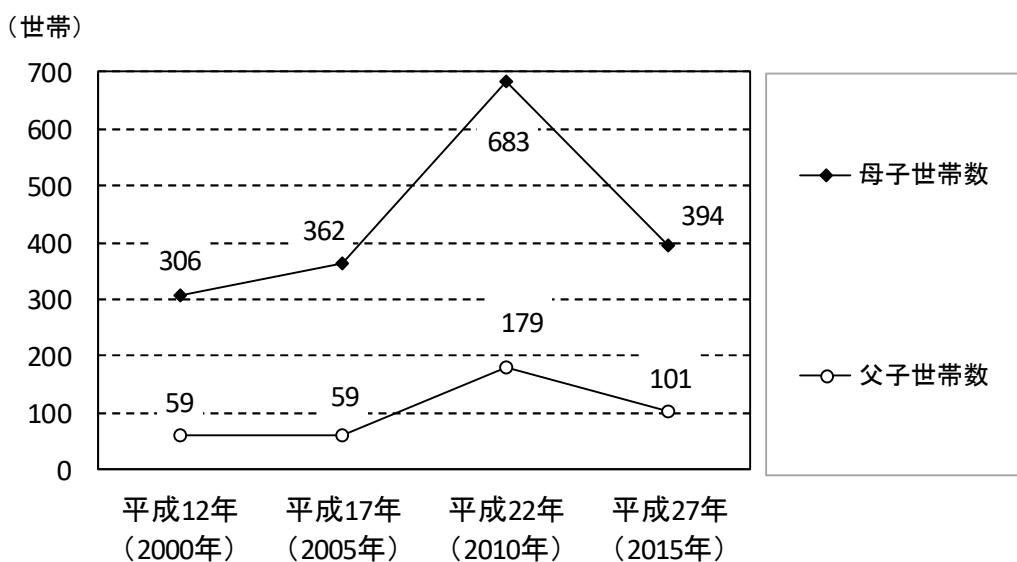
また、災害発生時など避難が困難な要配慮者の把握に努め、災害発生時の支援の充実を図ることが重要です。

■世帯数

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
一般世帯数	22,431	22,921	23,515	21,319
核家族世帯数 (対一般世帯数比)	10,914 48.7%	11,262 49.1%	11,642 49.5%	10,500 49.3%
その他の親族のみの世帯数 (対一般世帯数比)	7,295 32.5%	6,898 30.1%	6,353 27.0%	3,997 18.7%
非親族世帯数 (対一般世帯数比)	62 0.3%	76 0.3%	159 0.7%	146 0.7%
単独世帯数 (対一般世帯数比)	4,160 18.5%	4,685 20.4%	5,361 22.8%	6,676 31.3%
一般世帯人員	73,847	71,512	70,878	57,797
一世帯当たりの人員	3.3	3.1	3.0	2.7

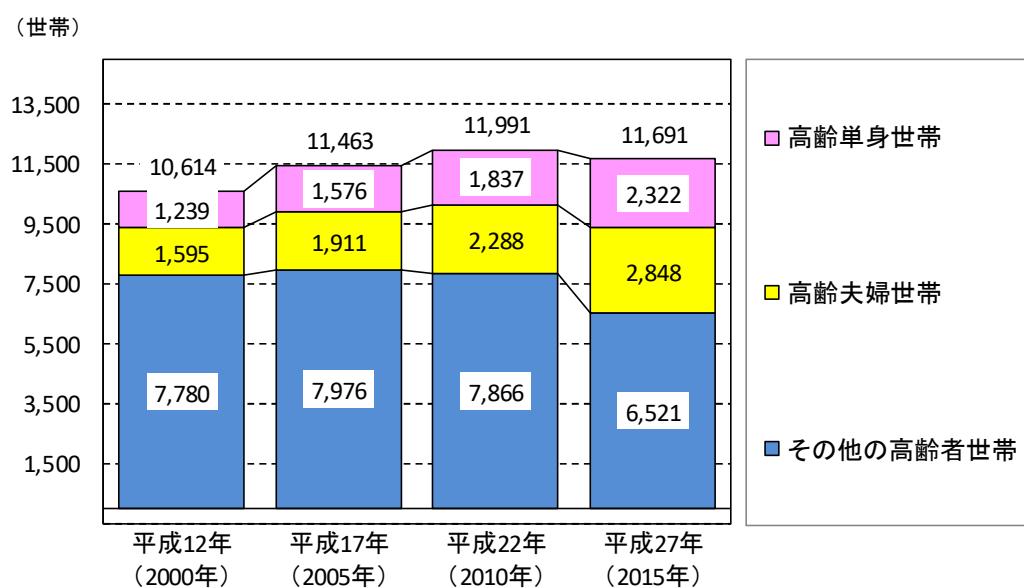
資料：国勢調査

■母子・父子世帯の状況



資料：国勢調査

■高齢者のいる世帯の状況



資料：国勢調査

(7) 就業及び産業の状況

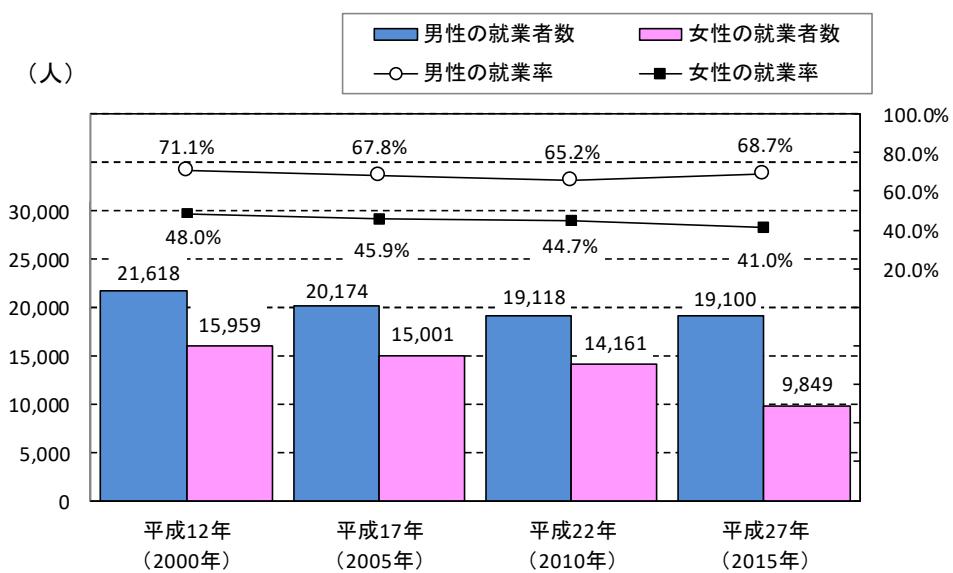
男女別就業状況は、男性の就業者数と女性の就業者数が共に減少しています。

男性の就業率は、平成 22 年から平成 27 年にかけて増加し、女性の就業率は、平成 22 年から平成 27 年にかけて減少しており、平成 27 年では男性 68.7%、女性 41.0% となっています。

女性就業者の産業分類は、第 3 次産業の増加が見られ、平成 27 年には 73.5% と 7 割以上が第 3 次産業となっています。

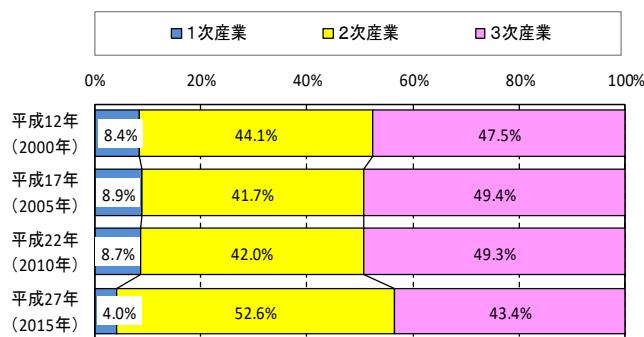
女性の年齢別就業率は、平成 12 年まで 20~24 歳から 35~39 歳の間で M 字型曲線を示しており、これは出産等によって就業率が落ち込む女性特有のものと考えられますが、平成 22 年以降、25~29 歳から 35~39 歳の就業率の上昇により、男性の年齢別就業率の示す曲線に近づいています。今後は、結婚・出産後も、継続して就業できる環境づくりと、子育て支援の充実を図り、子育て世帯が安心して就労できる環境整備が求められます。

■男女別就業状況



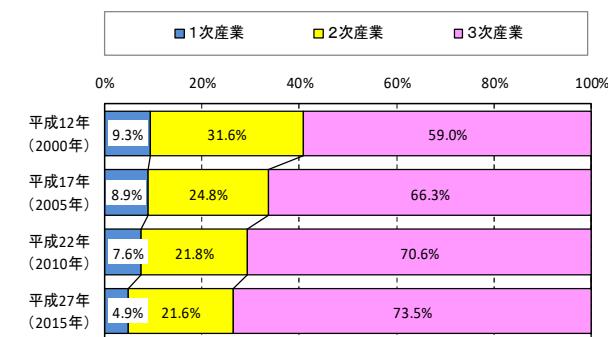
資料：国勢調査

■男女別産業分類（男性）



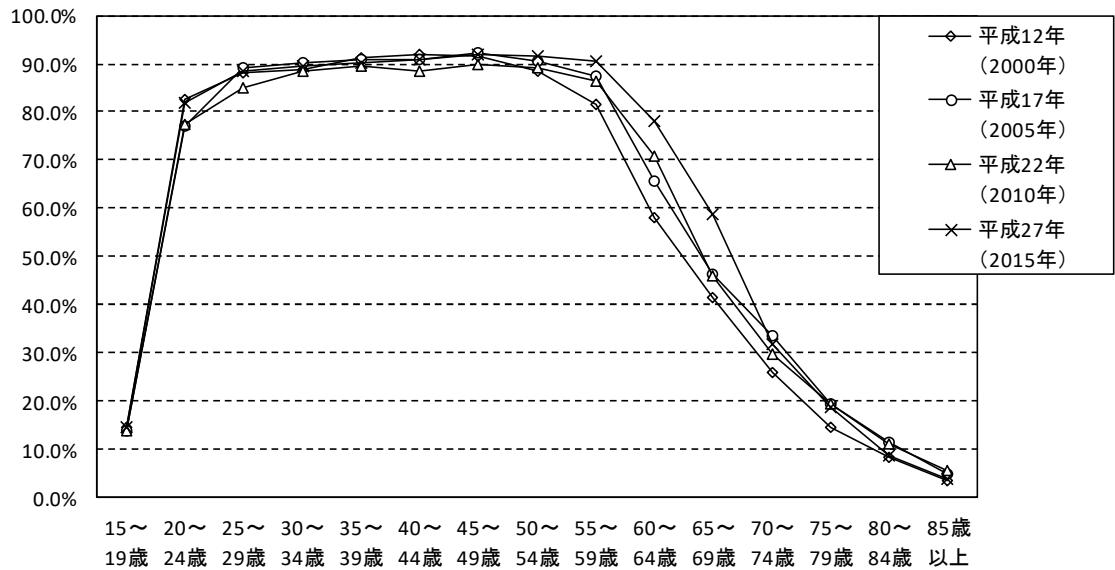
資料：国勢調査

■男女別産業分類（女性）



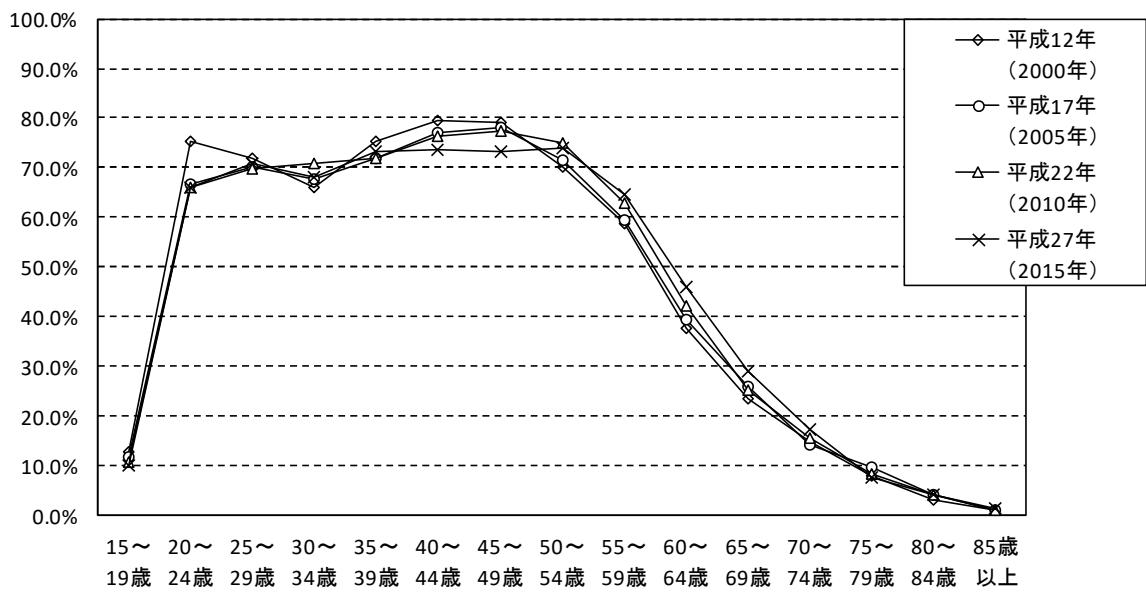
資料：国勢調査

■男女年齢別就業率（男性）



資料：国勢調査

■男女年齢別就業率（女性）



資料：国勢調査

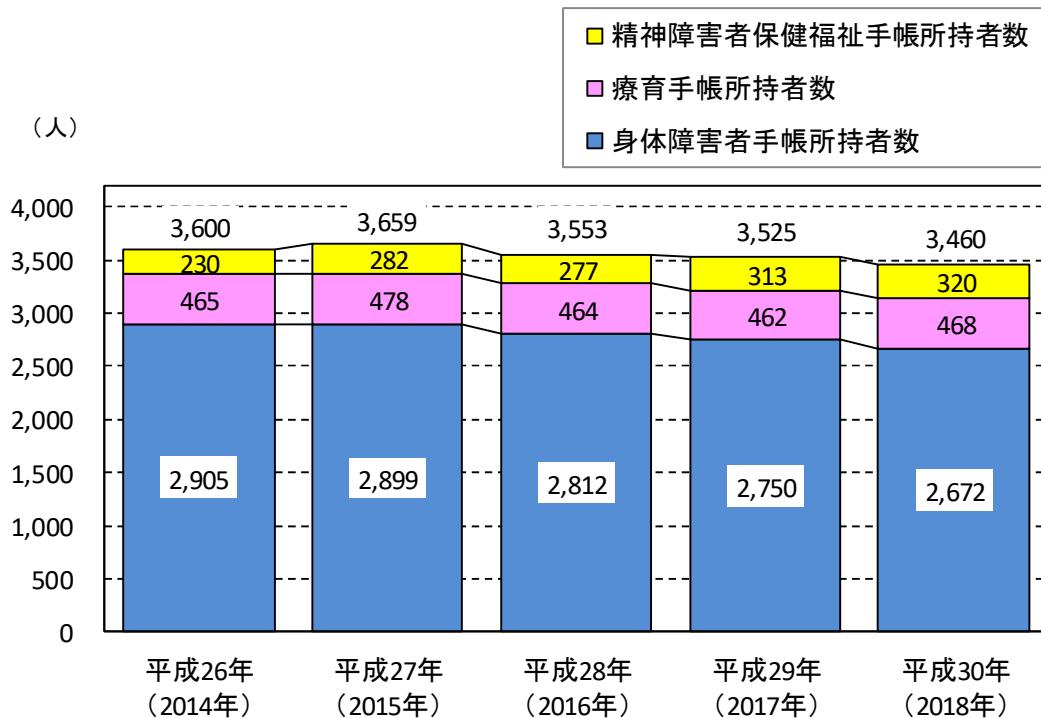
(8) 障がい者（手帳所持者）数の推移

障がい者（手帳所持者）数は、平成 27 年以降減少傾向で推移し、平成 30 年では、3,460 人となっています。

障害別では、精神障害者保健福祉手帳所持者は平成 28 年以降増加傾向にあり、療育手帳所持者は概ね横ばい傾向、身体障害者手帳所持者は平成 26 年以降減少傾向で推移しています。

障がい者を含め誰もが安心して暮らしていくためには、障害と障がい者への正しい知識・理解を深め、認め合い、尊重することが重要です。福祉教育の充実やバリアフリー化の推進、障がい者の就労支援や成年後見人制度の周知など安心して社会生活を送れる支援体制の整備が求められます。

■障がい者（手帳所持者）数の推移



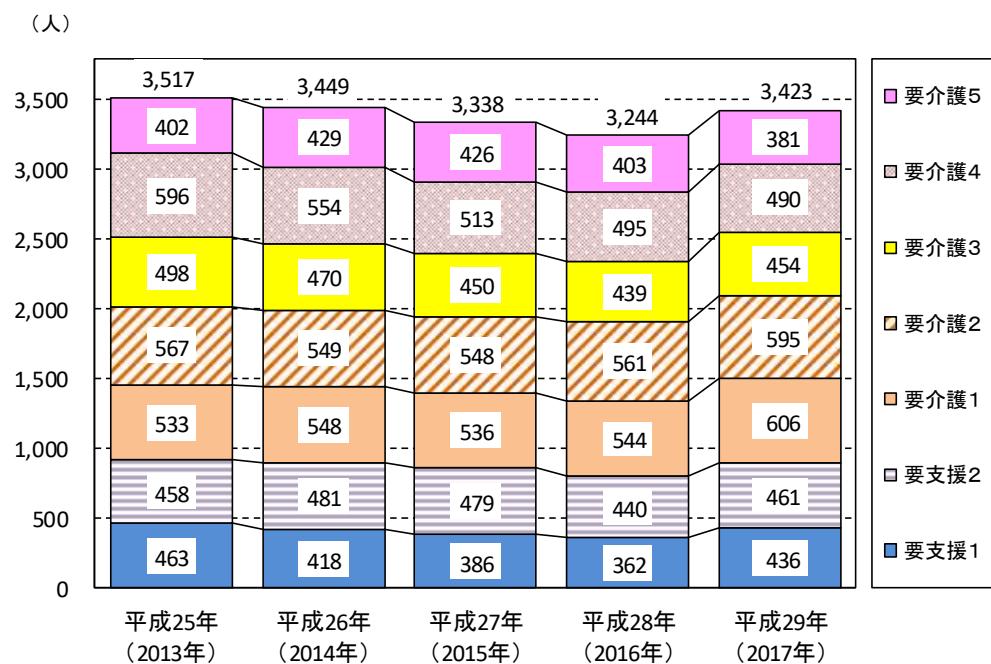
資料：南相馬市社会福祉課（各年3月末日現在）

(9) 要介護等認定者数の推移

要介護等認定者数の推移をみると、平成 28 年までは減少傾向で推移していましたが、平成 29 年では増加に転じ 3,423 人となっています。

今後も、要介護認定者の増加が見込まれることから、必要なサービスや情報が必要な人に確実に届く体制づくりのため、相談体制の整備、保健・医療・福祉の各分野の団体が連携し、利用しやすいサービスの充実が求められます。

■要介護等認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年 9 月末日現在）

(10) 生活保護の状況

生活保護の状況は、被保護世帯数は増加傾向で推移し、平成30年では241世帯となっています。

また、被保護人員も同様に増加し、平成30年では314人となっています。

生活困窮者の相談窓口の周知を図るとともに、支援体制の充実、多様な分野の団体と連携し、生活保護の受給に至るまえに、生活の自立に向けた支援体制が求められます。

■生活保護世帯数等

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
被保護世帯数	136	169	176	202	241
被保護人員	148	212	228	262	314
保護率	0.23	0.34	0.36	0.46	0.57

※保護率は現住人口を基に算出

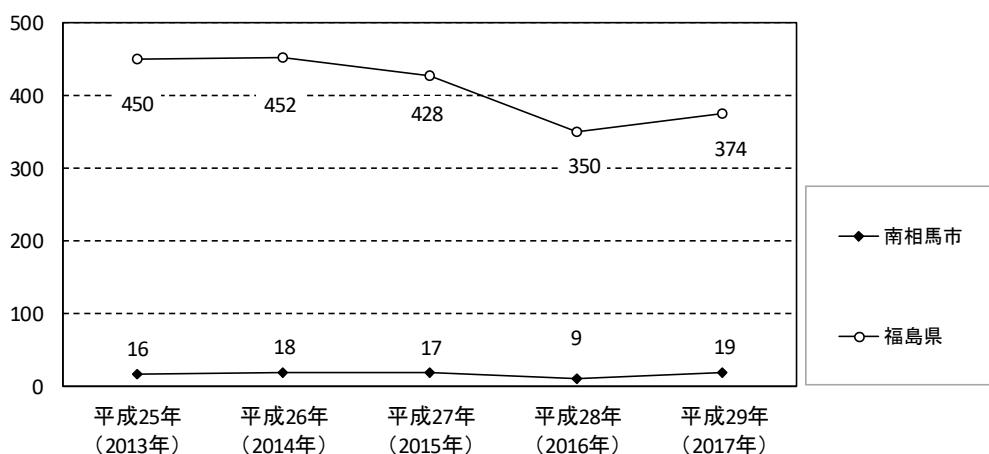
資料：南相馬市社会福祉課（各年3月末日現在）

(11) 自殺者数の推移

自殺者数は、平成25年から平成27年にかけて横ばいで推移し、平成28年には前年より8人減少したものの、平成29年では19人と前年より10人増加しています。

身体の健康とともに、こころの健康維持も元気に自立した生活を送るうえで重要であり、うつやこころの健康に関する情報提供の充実や関係機関との連携によるメンタルヘルス事業の推進が求められます。

■自殺者数



資料：厚生労働省自殺対策推進室

2 各種団体等の状況

（1）行政区・隣組

行政区・隣組は、地域住民のふれあいの場をつくり、お互いに助けあって協力をしていくことで、快適で住みよいまちを作り上げていくために、一定の地域内に住む人々の最も身近な自治組織です。

現在、本市には 180 行政区がありますが、東日本大震災の影響により居住状況に変化が生じ、新たに居住するようになった方が多い行政区では、隣組への加入者が少ない傾向にあります。また、旧避難指示区域内においては、避難生活の長期化により居住者数が減少しており、震災以前と同様のコミュニティの維持が、難しくなっている行政区もあります。

（2）社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条を根拠とし、市の社会福祉の事業の活性化及び地域福祉の推進を図ることを目的とする公共的な性格を持った非営利の民間団体です。

社会福祉協議会では、地域の人々が抱えているさまざまな福祉課題を地域全体の問題としてとらえ、地域の誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざして、地域、行政、福祉関係機関・団体と連携しながら、地域福祉活動、ボランティア活動、児童・生徒健全育成事業等各種の福祉活動を展開しています。

（3）民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、高齢者や障がい者など支援が必要な方の見守りや安否確認を行い、児童福祉に関する援助・指導、心配事への相談、関係機関への連絡等、地域住民の身近な相談相手として重要な役割を担っています。

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当し、児童関係機関との連絡・調整、地域を担当する民生児童委員と一体となって、児童福祉の推進に努めています。

平成 30 年 8 月末時点で、本市には、民生委員・児童委員 146 人、主任児童委員 15 人の合計 161 人が活動していますが、担い手不足により欠員となっている地区もあります。

（4）NPO事業者等

「NPO」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

現在、本市には、多くのNPO法人やボランティア団体が介護や障がい福祉の分野で活動しています。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

健康で安心して暮らすことができるまち、南相馬

住み慣れた地域で最後まで生きがいを持って、安心して快適に暮らすことは多くの住民の願いです。

しかし、東日本大震災以降の地域社会を取り巻く環境の変化により、住民の福祉ニーズが多様化、複雑化している中、効果的、効率的な支援が求められています。

このような状況の中、地域福祉を推進するためには地域の住民、行政、地域を支える関係団体等が共に力を合わせ、さまざまな課題を受け止め、その内容に応じた解決へとつなげていく仕組みが求められています。

子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる南相馬市らしい「健康で安心して暮らすことができるまち」の実現を目指します。

2 計画の基本施策

基本理念の実現を目指し、次の基本施策を掲げ計画の推進を図ります。

【基本施策】

1. 市民の相互協力による福祉のまちづくりの推進

これから地域福祉は、地域に住む全ての人が、その人らしく、生きいきとした生活が送れるように地域住民で支えあい、助けあっていくことが重要です。そのため、住民同士のふれあい、交流の促進など、地域の絆・つながりを強める取り組みを進めます。

2. 地域福祉を支える基盤の確立

地域で暮らす全ての住民が地域福祉に関心を持ち、地域福祉の担い手となるよう、行政区や隣組、ボランティア・NPOなどの地域活動への参加や活動を支援し、地域福祉意識の醸成を促進します。また、地域で活動する各団体間の連携強化を図ります。

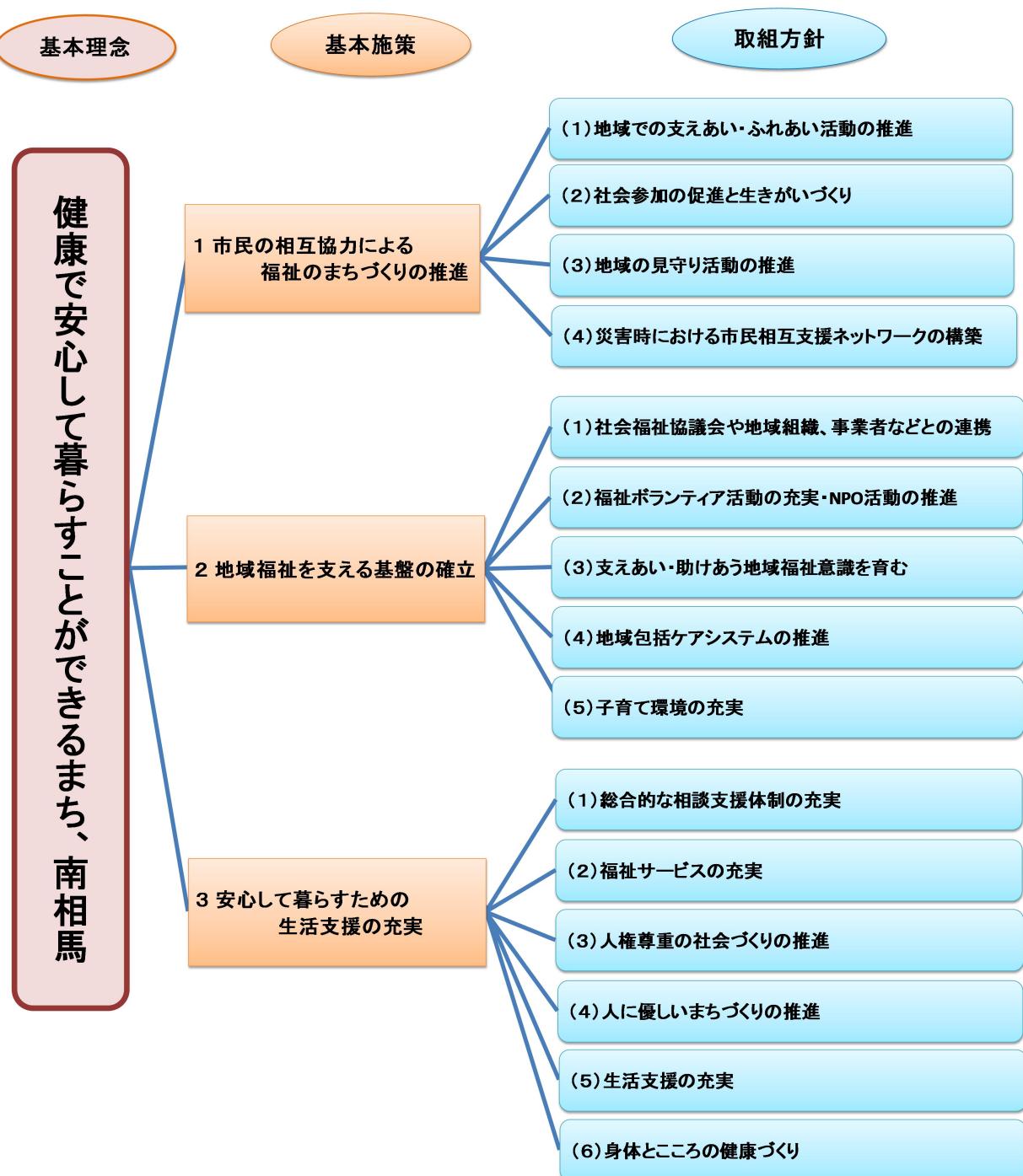
3. 安心して暮らすための生活支援の充実

多様化・複合化している地域の生活課題に対応するために、福祉・保健・医療分野が連携し、福祉サービスに関する情報提供や相談支援を行い、必要な時に適切なサービスを利用できるような体制をつくります。

また、生涯現役でいられるような健康づくりの推進、地域のバリアフリー化を推進し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

3 計画の体系

3つの基本施策のそれぞれについて、その達成のために必要な取り組み項目を設定し、今後の取組方針と役割分担を明らかにします。



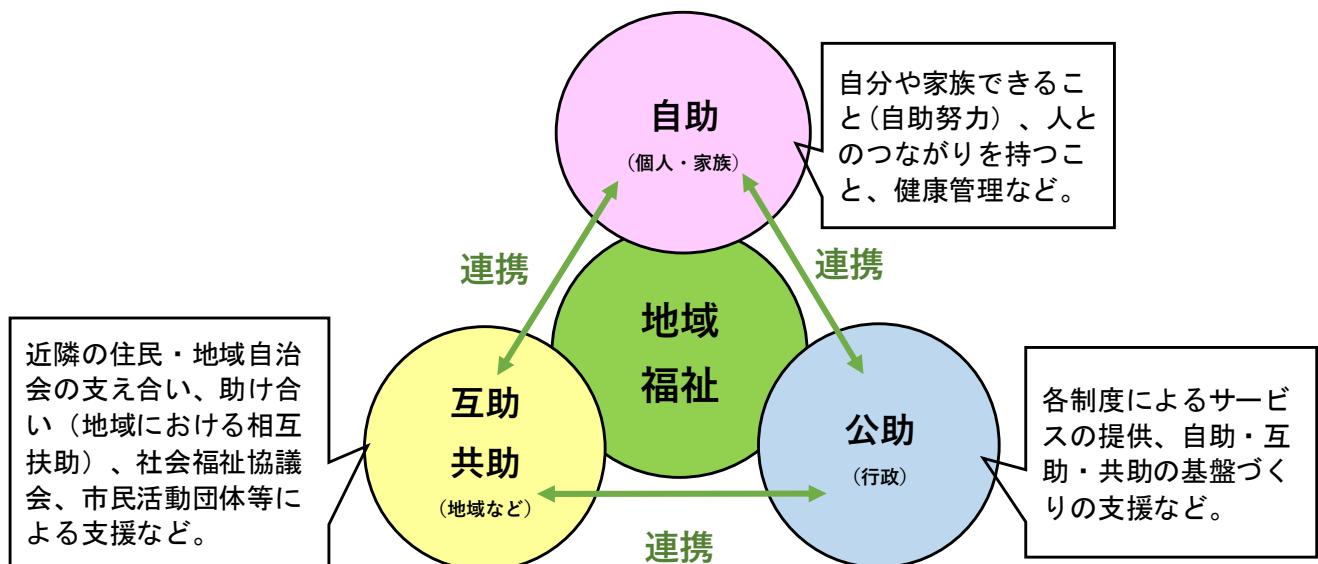
4 「自助」・「互助・共助」・「公助」の考え方

市民、福祉団体、社会福祉協議会、行政等が、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」・「互助・共助」・「公助」を重層的に組み合わせた地域ぐるみの福祉の推進が重要です。

本計画では、市民一人ひとりや家族が取り組むべき「自助」（市民の役割）、近隣の住民や地域自治会、福祉関係団体等が協働して取り組むべき「互助・共助」（地域の役割）、行政として取り組むべき「公助」（行政の役割）の3つに区分し、地域福祉の推進に向けた基本的役割について定めます。

行政による福祉サービスの充実とともに住民相互の助け合い、支え合い活動の推進を両輪として地域福祉の向上に取り組むことが大切です。

■ 「自助」・「互助・共助」・「公助」の関係図

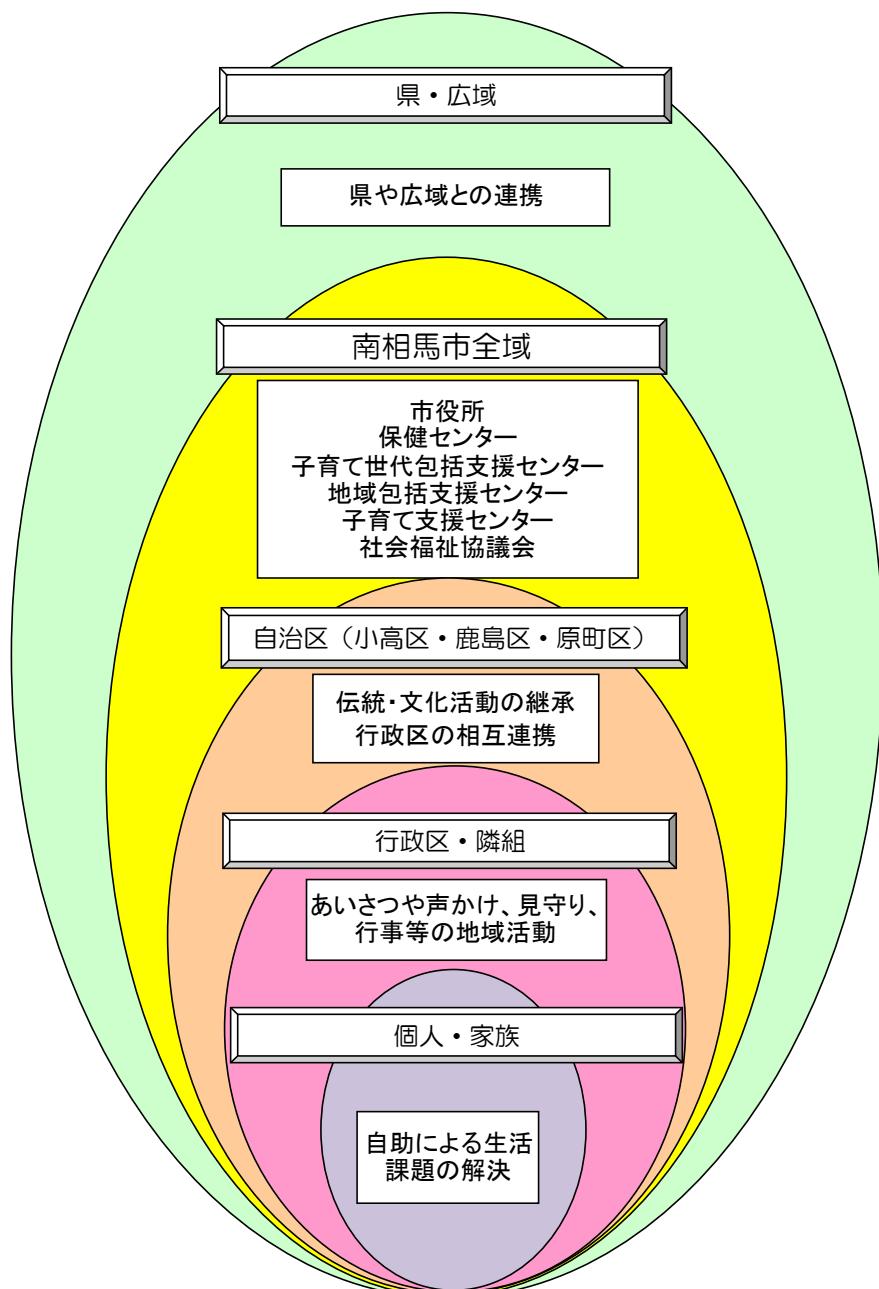


5 福祉圏域の設定

地域にある生活課題に応じて、「個人・家族」、「行政区・隣組」、「自治区」、「南相馬市全域」、「県・広域」からなる圏域ごとの取組や各圏域の連携による取組によって解決を図っていきます。

また、これらの圏域は、一律に固定されるものではなく、課題や地域特性に応じて、柔軟に対応していきます。

■ 福祉圈域



第4章 現状と課題及び取組方針

第4章 現状と課題及び取組方針

1 市民の相互協力による福祉のまちづくりの推進

現状と課題

近年の少子高齢化や災害による生活環境の変化などにより、地域の支えあい、助けあいの社会的風土が弱まってきています。

高齢単身世帯の増加、障がい者、生活困窮者、子育て世帯や生活に課題を抱えている方など、複雑・多様化している福祉課題に対応していくために、地域で支え、助けあう地域福祉の重要性が増しています。

施策の方向性

支援が必要な方に対し、誰もが自分自身の問題と捉え、支えあい・助けあうことができる地域となるよう、地域交流を促進し、日常生活でのあいさつや声かけを行うなど地域ぐるみの見守り体制の構築や緊急時に備えた防災体制の整備等、地域住民と行政、福祉関係団体と協働し、市民の相互協力による福祉のまちづくりを進めていきます。

成果指標

基本施策に基づく4つの取組方針に以下の成果指標を設定します。

取組方針	成果指標名	成果指標 現状値 (2018)	成果指標 目標値 (2022)
(1) 地域での支えあい・ふれあい活動の推進	隣組加入率	83.9%	85%
(2) 社会参加の促進と生きがいづくり	生涯学習関連事業（講座・教室・学級）の延べ参加人數	13,139人	13,500人
(3) 地域の見守り活動の推進	民生委員・児童委員委嘱率	94.3%	100%
(4) 災害時における市民相互支援ネットワークの構築	自主防災組織の組織率	95.6%	100%

（1）地域での支えあい・ふれあい活動の推進

近所同士みんなが周囲に关心を持ち、助けが必要な人に手を差しのべる地域社会づくりが求められていることから、地域福祉を支える基盤である行政区長、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア、NPO、事業者など、地域活動の主体間の連携を強め、地域住民が相互に協力できる仕組みづくりに努めています。

○住民相互の支えあい活動への支援

地域住民同士が交流し関わりあう機会をつくり、相互に支えあう福祉意識の醸成を図ります。

○地域活動主体の連携強化

行政区長や民生委員・児童委員などの地域の代表者やボランティア、NPOなどの団体や事業者など、地域で活動する人々の連携を図り、協力体制の構築に努めます。

○地域コミュニティの再構築への支援

東日本大震災により新たな地域で生活を始めた方、長年同じ地域に居住している方双方がお互いに助け合い、支えあいながら生活できるよう、地域コミュニティの再構築に努めます。

取組主体	主な取組内容
自助 (市民の役割)	<ul style="list-style-type: none">・隣近所でお互いにあいさつをする。・隣組に参加する。・地域活動（例：地区運動会やミニサロンの開催、三世代交流会など）や市民の自主活動に積極的に参加する。・保護者以外でも地域の学校行事などに关心を持つ。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none">・地域の全世代へ地域活動、行事への参加を呼び掛け交流を図る。・地域での行事やイベントが行われるときには、隣近所で声をかけ合う、送迎する等、誰もが参加しやすい雰囲気づくりをする。・公民館や集会施設、空き家などを地域の交流の場として活用する。・ゴミ出し時など隣近所と声をかけ合い協力する。・行政区長、民生委員・児童委員、職場の仲間や友人などと互いに連携し交流の場をつくり福祉意識の高揚を図る。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none">・コミュニティの再構築を支援する。・市民の交流の現状や情報などを広報紙やホームページなどで広く周知を図り、交流を促進する。・地域の交流事業への助成や交流する場の確保を支援する。・地域の実情・要望にあわせた行政区の再編を行う。・地域主体の活動を推進するため、隣組の加入を促進する。

(2) 社会参加の促進と生きがいづくり

すべての市民が心身ともに健やかで心豊かに、住み慣れた地域で安心して笑顔で生活が送れるよう、各関係機関が連携し生きがいをもって生き生きと暮らせる環境づくりに努めます。

○社会参加の促進

スポーツ活動や各種講座の開催による学習の機会を支援し、仲間づくりやさらには健康づくりへとつなげられるよう努めます。

○生きがいづくりの提供

自らの技術や経験を活かし、生きがいをもって生活できるよう支援します。

取組主体	主な取組内容
自助 (市民の役割)	<ul style="list-style-type: none">・生涯学習や健康づくり等、生きがいづくりに努める。・自らの知識や技術、経験を広く地域に伝えるために積極的に行動する。・地区の行事やサロン等に積極的に参加し、近所の方にも参加について声かけする。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none">・各種講座の開催等、学習の機会をつくる。・社会福祉協議会や行政区・隣組が連携し、高齢者や障がい者等の生きがいづくりの場を提供する。・高齢者や障がい者が社会参加しやすいよう、手助けをする。・スポーツ活動の機会をつくり、健康増進と仲間作りを促進する。・地域内のサロン同士の交流会を行う。・サロン活動や老人会の活動内容の発表の場をつくる。・日常生活の中で変化を見逃さないよう気を配る。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none">・講演会やイベント等の開催情報や地域活動等を、広く市民に情報発信する。・文化・スポーツ活動に親しむことができるよう、各種教室・イベント等を開催し、地域活動の普及・推進を図る。・高齢者や障がい者の仲間づくり、生きがいづくりを推進するため、地域団体や当事者団体等による活動を支援する。

（3）地域の見守り活動の推進

地域住民や隣組が地域内の状況に关心を持ち、民生委員・児童委員、ボランティア、老人クラブ等の関係機関等との相互連携により、地域の見守り活動を実施するなど、互いに安心して暮らすことができるまちづくりを推進していきます。

○隣組による地域組織活動の推進

地域を構成する最も身近な存在である隣組への加入促進を図り、日常的な声かけ、手助けにより地域における見守り活動を推進します。

○関係機関と行政との連携

民生委員・児童委員など地域の関係機関と行政が連携を図ることにより、地域において支援を要する人の早期発見に努めます。

○地域の防犯体制の充実

住民などによる児童生徒の登下校時や高齢者の見守り活動などを支援するとともに、警察などの専門機関との連携を強化し、安心できる地域づくりを推進します。

取組主体	主な取組内容
自助 (市民の役割)	<ul style="list-style-type: none">・隣組に加入し、公共的な事柄への協力関係を保持する。・自分の周囲に虐待を受けている人や支援が必要な人がいないか気配りする。・積極的に地区の行事に参加する。・一人暮らしの方や登下校時の子どもにあいさつ・声かけをする。・高齢者などゴミ置き場でコミュニケーションを取り、状況を確認する。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none">・地域で虐待を受けている人や支援が必要な人がいないか注意する。・地域での3世代交流事業を行い、住民同士の繋がりをつくる。・一人暮らし、高齢者、障がい者へ気を配り、見守りを強化する。・子どもたちの登下校時には通学路に立ち見守りをする。・日常生活の中で変化を見逃さないよう気を配る。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none">・転入手続き等の際、隣組加入を勧めるパンフレット等を配布する。・市の広報紙等は隣組を活用して住民に配布する。・民生委員・児童委員の配置基準を見直し、適正な配置をする。・民間事業者と協定を結び、多方面からも高齢者・障がい者への見守りをする。・地域内での見守り活動を支援する。・高齢者や子どもなどが犯罪に巻き込まれないように、警察をはじめ関係機関・団体と連携して見守り、防犯活動を推進する。・民生委員・児童委員などの役割を周知する。・民生委員・児童委員の活動をサポートする体制づくりに努める。

（4）災害時における市民相互支援ネットワークの構築

災害時に要配慮者へどのような支援が必要とされるのかを把握し、支援できる体制の充実強化を図るとともに、福祉避難所の充実や災害時に要配慮者が安心して避難生活を送れる体制を整備します。

○講習会等の実施

講習会や避難訓練等を実施し、地域での防災に関する意識啓発や地域住民間のネットワークづくりを推進します。

○災害時支援体制の構築

災害時における安否確認のための名簿の整備や円滑な避難誘導体制の確立など、地域住民の組織と連携した要配慮者のための支援体制の整備に努めます。

○福祉避難所の充実

福祉施設と連携し福祉避難所を設置するなど、災害時において要配慮者が安心して避難生活を送れる環境の整備に努めます。

取組主体	主な取組内容
自助 (市民の役割)	<ul style="list-style-type: none">・周囲に災害時に支援を必要とする人がいないか気を配る。・災害時は誰もが被災者になり得ることを想定し、災害時の避難経路等を日頃から把握しておく。・災害発生時には、隣近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努める。・防災訓練や自主防災組織の活動に積極的に参加する。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none">・地域に災害時に支援を必要とする人がいないか日頃から気を配る。・自主的な防災組織をつくり要配慮者の把握に努める。・災害発生時でも安全で安心に避難できるよう住民同士が事前の準備を協力して行う。（マップの作成）・災害時の避難経路等（集合場所、避難方法）の情報を共有する。・災害時に備え、要配慮者を含めた避難訓練等を地域全体で行う。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none">・広報紙やホームページ、啓発マニュアルなどにより、避難場所や避難経路、避難時的心構えなど防災知識の普及・啓発を図る。・高齢者や障がい者に配慮した災害時の情報提供を行う。・防災無線等を利用し、災害情報の伝達を行う。・要配慮者の状況の把握に努める。・福祉避難所の指定を行い、要配慮者が安心できる避難所の運営を支援する。・地域・事業所と協力し、要配慮者の避難・受入れ等の訓練を推進する。・防災教室の開催、防災士養成等により地域の自主防災組織の活動を推進する。

2 地域福祉を支える基盤の確立

現状と課題

現在は行政区長や民生委員・児童委員が地域活動の中心を担っていますが、民生委員・児童委員には欠員が生じている地区もあり、地域を支える担い手が不足している地区もあります。

地域での支えあい、助けあいの仕組み作りのためには、地域で福祉を支える人材や団体の確保と社会福祉協議会やボランティア団体などの関係機関と行政の協働での取り組みが必要です。また、地域住民の地域意識（地域について知る、関心を持つ）を高めることも重要です。

施策の方向性

地域福祉を支える基盤を強化するためには、人材育成やボランティア・NPOなど関係団体間の連携や活動支援はもちろん、地域の中で、高齢者、障がい者、子どもなどとの交流の実施や福祉教育の充実など、地域への愛着心と地域意識の向上を図っていくことが必要です。

成果指標

基本施策に基づく5つの取組方針に以下の成果指標を設定します。

取組方針	成果指標名	成果指標 現状値 (2018)	成果指標 目標値 (2022)
(1) 社会福祉協議会 や地域組織、事業 者などとの連携	地区福祉委員会設置数	10 地区	20 地区
(2) 福祉ボランティ ア活動の充実・N P O活動の推進	市民活動サポートセンター 登録団体数	91 団体	100 団体
(3) 支えあい・助けあ う地域福祉意識 を育む	地域移行支援の利用者数	4 人	5 人
	福祉施設から一般就労への 移行者数	7 人	10 人
(4) 地域包括ケアシ ステムの推進	要介護等認定者のうち、サ ービスを受給している方の 割合	82.9%	82.9%
(5) 子育て環境の充実	待機児童数	64 人	0 人

（1）社会福祉協議会や地域組織、事業者などとの連携

社会福祉協議会は、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりにおいて中心的な役割を担っています。

多様化した福祉ニーズに伴い、地域福祉を全市的に推進していくためには、社会福祉協議会をはじめ、福祉関係団体等の連携が重要であり、これらの団体間の連携を強化し、地域福祉活動の推進を図ります。

○社会福祉協議会の活動内容の周知

地域住民の協力を得て円滑に活動することができるよう、社会福祉協議会の役割、活動目的等について、広報などを活用し、広く市民へ周知を図り、理解啓発を推進します。

○社会福祉協議会・各種関係組織の連携強化

地域で活動している各種団体の協働が促進されるよう、交流機会の提供や情報共有等を支援するとともに、活動内容等の周知を図ります。

○民生委員・児童委員との連携強化

市民の身近な相談役としての活動を今後も積極的に推進していくように、必要な情報の提供や研修の実施等、活動への支援を行います。

取組主体	主な取組内容
自助 (市民の役割)	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉協議会、福祉関係団体等の役割を理解し、活動やイベントに積極的に参加する。・社会福祉協議会や民生委員・児童委員、行政区の区長などと連絡が取れるようにしておく。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none">・各事業をとおして市民とのつながりを強めていく。・社会福祉協議会の充実した活動に向け、各事業の見直しと研修による職員の専門性を高める。・各地域における組織や団体が社会福祉協議会と連携を図り、地域住民が参加する地域福祉活動の推進と地域福祉を支える人材の育成を行い地域の福祉力を高める。・隣近所同士、行政区長や社会福祉協議会及び福祉関係団体などとコミュニケーションを図り地域の情報をお互いに共有する。・社会福祉協議会の助成金などの制度を有効活用し地域の交流機会を企画する。・市内の社会福祉法人の連携強化を図る。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉協議会との連携により福祉活動の充実を図る。・社会福祉協議会や福祉関係団体の活動内容や役割について、広く周知を図るとともに、各団体間の交流・連携を促進する。・行政区・社会福祉協議会との連携を支援する。・民生委員・児童委員の活動をサポートする体制づくりに努める。

(2) 福祉ボランティア活動の充実・NPO活動の推進

高齢者の豊かな知識や経験の活用、将来の地域福祉の担い手である子どもたちがボランティア活動等へ参加できる環境づくりに努めます。

○各種団体への支援

老人クラブや市民団体など地域の社会資源である各団体と行政とのネットワークを構築し支援体制の充実に努めます。

○活動参加への呼びかけ

高齢者の社会貢献や福祉ボランティア活動への参加を促すため、活動できる情報を提供するなど参加しやすい体制づくりを推進します。

○将来の地域福祉の担い手づくり

地域福祉活動の将来の担い手となる児童・生徒がボランティア活動を主体的に実施できる体制づくりを支援します。

○ボランティア・NPOの活用

市内外のボランティア・NPOと地域住民との連携を図ると共に、ボランティア・NPOが有する、知識や経験を活用し、地域福祉を推進します。

取組主体	主な取組内容
自助 (市民の役割)	<ul style="list-style-type: none">・多様なボランティア活動を受け入れるようにする。・自らも積極的にボランティアに参加するとともに、隣近所の方にボランティア参加を呼びかける。・ボランティアに対する理解を深め、ボランティアの重要性を理解する。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none">・地域でボランティアの仲間作りをする。・子どもや高齢者が参加できるボランティア活動を行う。・子どもたちのボランティア活動の受け入れを行う。・市内外からボランティア・NPOの受け入れを行う。・ボランティア団体は住民への積極的な情報発信を行い、地域住民や行政との連携を図る。・ボランティア活動の継続にむけて後継者の育成に努める。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none">・ボランティア活動やボランティア団体を設立をしたい個人又は団体に対し、社会福祉協議会と連携して情報提供を行う。・社会福祉協議会や教育委員会、学校と連携し子どもたちのボランティア活動を支援する。・ボランティアやNPOの活動内容を市民に具体的に広報する。・社会福祉協議会と連携し地域住民とボランティア・NPO等が活動できる拠点を整備する。・ボランティア団体やNPOが積極的に活動できるように、活動支援の充実を図る。

（3）支えあい・助けあう福祉意識を育む

地域福祉を推進していくためには、市民の一人ひとりが地域への関心を高め、助け合い・支え合いの心を持つことが必要です。

地域福祉に関する情報の広報・啓発に努めるとともに、性別や年齢、障がいの有無等に関わらず、全ての市民がお互いに思いやりの気持ちを持ち、地域福祉の推進役として活動できるよう福祉教育の推進を図ります。

また、定期的に開催することができる福祉関連のイベントの検討を進めます。

○福祉意識の醸成

地域において希薄化する人と人とのつながりや支え合いといったものを取り戻すために、一人ひとりが地域の一員であり、福祉の担い手であるという意識の醸成に努めます。

○交流の促進

地域に住む高齢者や障がい者、子どもが触れ合える機会の拡充と互いに理解を深めていけるように、福祉のイベントや福祉講座等を開催し、地域福祉に対する意識の向上を図ります。

○福祉教育の充実

小学校や中学校と連携し、地域住民、地域活動団体、福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者や障がい者への理解の促進など地域の実情に応じた福祉教育を推進します。

○地域における活動の紹介

各地域における事業や活動、人、団体を広く紹介することで、それぞれの地域における福祉活動の活性化を図ります。

取組主体	主な取組内容
自助 (市民の役割)	<ul style="list-style-type: none"> 自分が住む地域について、今後「どうすべきか」、「どうあるべきか」を見つめ直す。 障がい児の親の悩みを軽減するため、障がい児の親が組織する会と連携する。 地域の情報に关心を持ち、地域の理解を深めるとともに、地域でのイベントや各種ボランティア活動に積極的に参加する。 障がい者とふれあう機会をつくる。 高齢者や障がい者など、困っている人がいれば声をかける。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none"> 今ある地域を見つめ、今後「るべき地域の姿」について見つめ直す。 障がい者施設へのボランティア活動の実施や地域のイベントでの交流を進める。 障がい福祉サービス事業所などと交流する機会を多くする。 夏休みなどに、高齢者と子どもがラジオ体操を一緒に実施するなど「できる交流」から始める。 他の地域での事業・活動・交流をもとに地域内での交流する機会を設ける。 地域でイベントを行う際に、高齢者、障がい者に積極的に参加を呼びかける。 社会福祉協議会などの関係機関と連携し、地域における福祉教育を推進する。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉関係機関等と連携し、支えあい・助けあう福祉意識を育むことの普及啓発をする。 子育てに関する相談機関・団体等の情報を提供する。 各地域における事業・活動などを市の広報誌やホームページ、「みんなそうまくチャンネル」などで紹介する。 地域の再生に向け必要とされる支援を行う。 学校などで、児童・生徒が地域との関わりを持ちながら、地域福祉についての理解が深まるよう支援する。 『第5期障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画』に基づき、障がいの有無にかかわらず住み慣れた地域で生活できるよう支援する。

（4）地域包括ケアシステムの推進

地域共生社会の実現に向け、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを利用できる共生型サービスの整備など、これまでの高齢期におけるケアを念頭に置いた地域包括ケアシステム¹から、対象を障がい者や子ども等へも広げた支援体制の整備を進めます。

○関係機関との連携強化

多職種協働により在宅医療・介護を一体的・継続的に提供できる体制を築くため、医療・介護事業者などと十分な連携を図り、連携体制の構築を図ります。

○地域医療体制の充実

市民が、保健・福祉・医療に関わるサービスを総合的に、かつ安心して受けられるよう地域医療体制の充実を図ります。

○相談支援体制の充実

地域包括支援センターなどを中心として、様々な問題に対応するための相談支援体制の充実を図ります。

取組主体	主な取組内容
自助 (市民の役割)	<ul style="list-style-type: none">・地域包括ケアシステムについて理解し、見守りや助け合い活動など、できる事に積極的に取り組む。・自らの健康管理と介護予防に努める。・健康維持のために健診を受ける。・地域のサロン活動等に、積極的に参加する。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none">・お茶のみ仲間や地域サロン等、地域住民同士の交流機会を増やす。・多様な生活支援サービスの提供体制を構築する。・多世代の交流の機会を増やす。・地域の実情に合わせて地域で助け合いの活動を進める。・住民同士、行政区の役員、民生委員・児童委員などの間でコミュニケーションを図り、地域の情報を共有する。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none">・高齢者や障がい者の状況に合わせた住宅の確保や改修の支援と、グループホームや有料老人ホームなど住まいの確保に努める。・在宅医療を推進し、介護と医療の連携を推進する。・健康づくりや介護予防を地域で行えるよう支援する。・共生型サービスの推進に向け、福祉関係団体との連携体制の強化と施設整備の支援に努める。・『南相馬市高齢者総合計画』に基づき「地域包括ケアシステム」の深化・推進に努める。・地域包括支援センターの機能強化を図り、相談支援体制の充実に努める。・地域医療を確保するため、市内の医療機関や不足する診療科の開設を支援し、地域医療体制を充実させる。

¹ 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つの要素を包括的に構築するシステムのこと。

(5) 子育て環境の充実

地域全体で子育て世帯を見守り、支援し、全ての家庭が安心して子育てができるよう地域社会において、健康で心豊かなゆとりある生活環境の整備を進めます。

○妊娠・出産・育児に関する情報提供体制の充実

妊娠・出産・育児に関する、助成制度や各種手続き方法など、分かりやすい情報の提供に努めます。

○子育て世帯の交流の推進

子育て中の親子に交流の場を提供し、親子交流会・育児相談・子育てサークルの育成・子育て情報の提供等を行います。

○良好な住宅・環境の確保

子育てのための良質な住宅を確保できるように支援します。

また、子どもたちが安心して自由に遊ぶことができ、安全に過ごすことのできる場の整備を推進します。

取組主体	主な取組内容
自助 (市民の役割)	<ul style="list-style-type: none">・大人から子どもに対して積極的にあいさつをする。・親子での地域行事やイベントに積極的に参加する・子どもの登下校の見守りやP T A行事に協力する。・妊娠への手助けなど、身近に子育てをしている人がいれば、気軽に話し相手になり、悩みや情報を交換する。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none">・子どもと地域住民が交流できる機会をつくる。・学校と連携し、学校行事へ積極的に参加する。・地域で協力し、子どもの見守り活動を実施する。・地域の子どもは地域で育てるという意識を持つ。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none">・妊娠・出産・育児に伴う各種制度の周知や支援を行い、乳幼児健診や健康相談の充実を図るなど、安心して出産、子育てできる環境を整備する。・育児の悩みや不安を抱える保護者が孤立しないように、関係機関・団体と連携し相談支援体制の充実を図る。・子育て支援センターなどで、地域の親同士の交流やネットワークづくりの場を提供し、子育てに関する相談・支援体制の充実を図る。・親の就労形態や生活スタイルの変化に対応する、ニーズに応じた保育サービスの充実を図る。・子育て世代包括支援センターの機能を充実させ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を強化する。・多様化する子育て環境の支援強化を図る。(在宅保育支援金の支給、ファミリーサポートセンター利用者支援、一時預かり事業充実等)・家庭児童相談体制を強化し、児童虐待防止対策の充実を図る。・小高区内に子どもが安心して遊ぶことができる環境を整備する。

3 安心して暮らすための生活支援の充実

現状と課題

地域には高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者など様々な課題を抱えた方が生活しています。誰もが安心して暮らすためには、多様化する福祉ニーズに対応するサービスの充実と、様々な課題を抱えても、気軽に相談することで問題の深刻化を未然に防ぎ、解決できる体制づくりが重要となります。

施策の方向性

誰もが安心して暮らすためには、生活課題を解決する様々なサービスを利用者本位の考え方方に立ち、自分に適したサービスを自ら選択できるようにしていくことが大切であり、地域住民に情報が正しく伝わるよう、情報提供の充実を図ります。

また、高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者などへ、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスを一体的に提供するため、各分野の関係機関との連携や相談支援体制の整備を行い、ソフト面・ハード面において住みやすい環境作りを推進していきます。

成果指標

基本施策に基づく6つの取組方針に以下の成果指標を設定します。

取組方針	成果指標名	成果指標 現状値(2018)	成果指標 目標値(2022)
(1) 総合的な相談体制の充実	基幹相談支援センター設置	0	1カ所
(2) 福祉サービスの充実	介護職員等養成講座受講者数(初任者、実務者)	58人	80人
(3) 人権尊重の社会づくりの推進	市民後見人養成講座受講者数	13人	30人
(4) ひとに優しいまちづくりの推進	タクシー事業者乗務員数	54人	64人
(5) 生活支援の充実	生活困窮者自立相談支援事業相談件数	141件	184件
(6) 身体とこころの健康づくり	特定健康診査の受診率	38%	45%

（1）総合的な相談体制の充実

「必要な人」に「必要な情報」が届くような体制づくりを行うとともに、公的制度などをわかりやすく周知していくための工夫と充実を図ります。

また、各種相談窓口の充実を図るとともに、相談内容によっては専門機関などにつないでいけるように、総合的な相談支援体制の強化を図ります。

○相談体制の整備・充実

地域における身近な相談窓口として、社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめとする各種相談員との連携を密にし、情報提供や活動の支援を推進します。

○情報提供の充実

福祉に関する各種情報を市の広報誌やホームページ、みなみそうまチャンネルへ利用者の立場で、より分かりやすく、より役立つよう掲載するなど、情報提供の充実を図ります。

○情報の共有化と個人情報の保護

地域課題の解決に向けて、相談機関・団体間で情報の共有化を図りながらも、プライバシー保護や個人情報保護への配慮から、適切な情報の運用が図られるように努めます。

取組主体	主な取組内容
自助 (市民の役割)	<ul style="list-style-type: none">市の広報誌やホームページ、みなみそうまチャンネルなどから情報収集を行う。生活するうえで悩みがある場合は積極的に相談窓口を利用する。地域で情報が届きにくい人に対し、普段からコミュニケーションをとり、必要な情報を伝達する。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none">福祉サービス等福祉に関する情報発信、相談支援を行う。地域で集まる機会を利用し、福祉サービスについて情報交換できる場を設ける。福祉事業所自ら福祉サービスに関する情報発信を行うとともに、行政や社会福祉協議会と積極的に情報交換する。身近な悩み事、困りごとに対して、専門的な支援が必要な場合には、各種相談窓口を紹介する。問題を抱えている人やサービスの利用に結びついていない人に行政や福祉関係機関を紹介する。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none">福祉サービスを広く一般的に周知するため、パンフレットやホームページなどのさまざまな媒体を活用して情報を提供する。相談機関や窓口と情報交換や共有化を図り、地域の課題が支援に結びつくよう、相談支援体制を整備する。市の福祉関係窓口に関わらず各窓口でも市民のSOSに気づき、早期支援につなげられる全庁的な支援体制を構築する。基幹相談支援センターを設置し、障がい者からの相談支援体制を強化する。

(2) 福祉サービスの充実

自分や地域の力では解決できないことについて、支援を必要としている人が必要な時に利用しやすい分野横断的な福祉サービスの充実を図ります。

○福祉事業所・専門機関の連携強化

高齢者福祉・障がい者福祉・子育て支援の各分野において、保健・医療・福祉分野の各事業所、専門機関の連携を促進し、支援を必要としている人に対する福祉サービスの提供を総合的に調整する体制を強化します。

○福祉人材確保への支援

福祉サービス事業者や関係機関と連携し、保育や介護人材などの育成・確保、資質の向上に向けた取り組みを推進します。

○共生型サービスの推進

複雑・多様化した生活課題を解決するために、福祉サービス事業者やNPOなど、多様なサービス主体の参入促進を図ります。

取組主体	主な取組内容
自助 (市民の役割)	<ul style="list-style-type: none">・サービスに関する情報を積極的に入手し、適切な利用を心がける。・身近に支援を必要とする人がいる場合は、相談にのり、サービスの利用を勧める。・福祉・保健・医療の各分野の情報に关心を持つ。・福祉サービスの利用等についてわからないことは、市や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等に相談する。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none">・地域の利用者ニーズに沿ったサービス提供のあり方を検討し、NPOやボランティア、その他の地域資源と連携を図り、サービス提供体制の充実に努める。・福祉事業者は、職員の資質向上のため、研修会などを積極的に行う。・福祉事業者と地域との交流の場を設け、地域の状況など情報を入手する。・高齢者・障がい者・子どもなどが暮らしやすい地域環境をつくる。・問題を抱えている人やサービスの利用に結びついていない人に行政や福祉関係機関を紹介する。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none">・市が策定した福祉に関する分野別計画を着実に推進し、各種福祉サービスの拡充に努める。・福祉事業者・関係機関と連携し、保育や介護人材などの育成・確保についての取り組みを推進する。・介護事業所での外国人の受入に対して制度の普及啓発をし、受入体制について支援する。・住み慣れた地域における在宅生活をできる限り維持できるよう、事業者やNPOなど、多様なサービス主体の参入促進を図る。・農福連携等による工賃向上や就労先確保への支援を行う。

（3）人権尊重の社会づくりの推進

地域の中には、認知症の高齢者や障がい者、虐待を受けているなど様々な課題を抱えている人が生活しています。誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの実現には、お互いを理解し、認め合い、尊重することが大切です。

一人ひとりの人権が尊重され、福祉サービスを必要とする人が、自らの意思と判断に基づき適切なサービスが利用できるように、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの各種制度や相談窓口等の普及に努めます。

また、地域や関係団体・機関、行政等が連携し、虐待やドメスティックバイオレンス²（以下「DV」という。）を未然に防止できるよう、早期発見と早期対応に努めます。

○日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知・利用の推進

認知症や障がいにより判断能力が低下した高齢者や障がい者の権利を擁護し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理を行う、日常生活自立支援事業や財産などを保護するための成年後見制度の周知や利用促進に努めます。

○虐待防止のネットワーク整備

高齢者や障がい者、子どもなど、弱い立場にある人たちへの虐待に関する情報や配偶者やパートナーへの身体的・精神的暴力に関する情報の一元化を図り、虐待防止と保護に向けた関係機関相互のネットワークの強化に努めます。

○差別の防止と権利擁護の推進

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、障がい者が安心して地域で生活ができるよう、偏見や差別の防止を図り、合理的配慮の理解の促進、権利擁護の充実に向け啓発活動に努めます。

○社会復帰への支援体制の整備

再犯の防止等に関する法律（平成28年法律第104号）を踏まえ、保健医療、福祉等の支援を必要とする人に対し、必要なサービス、住まい、就労などの支援体制の整備に努めます。

² 配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと

取組主体	主な取組内容
自助 (市民の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度を利用する。 ・高齢者や子どもなど立場の弱い人を気に掛け、大切にする。 ・困ったときなどは、我慢せずに周りの人に助けを求める。 ・自らも市民後見人として登録を行う。 ・虐待やDVなどの疑いがある場合は、速やかに関係機関に連絡する。 ・認知症や障がいへの理解を深める。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で日常生活の困りごとがある人を把握し、市や社会福祉協議会、民生委員など、関係機関につなげる。 ・周囲に虐待や、DVなどの疑いは無いか気配りする。 ・高齢者・障がい者に対する正しい知識と理解を得られるよう、地域での交流の場をつくる。 ・地域で成年後見制度を必要としている人がいないか気配りする。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症や障がいに関する正しい知識と理解の普及・啓発を推進する。 ・社会福祉協議会と連携し、成年後見制度などの周知や研修会を開催し、後見人となる人材を育成する。 ・成年後見制度の利用促進を図るための“中核機関”として成年後見センターを設置する。(根拠法：成年後見制度利用促進法) ・成年後見制度の適正かつ円滑な運用を図るため、法律の専門家や関係機関とのネットワークを構築する。 ・法人後見を担う機関等の事業立ち上げやその運営を支援する。 ・虐待やDVについて相談できる窓口を周知する。 ・虐待・DV防止のネットワークを構築する。 ・虐待があった場合、被害者の保護・支援と共に、加害者の抱える課題の把握、支援を行う。 ・人権擁護に関する関係機関との連携を図る。 ・保護司会等と連携し、社会復帰に向けた取り組みの支援を行う。

(4) ひとに優しいまちづくりの推進

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが住みやすいまちづくりを推進していくために、公的施設のバリアフリー³化や、より多くの人が安全で快適に利用できるユニバーサルデザイン⁴をまちづくりに取り入れることで、全ての人が活動しやすい生活環境の整備を進めます。また、移動困難な人が外出や通院の際に困らないよう気軽に利用できる移動手段を確保し、安心して移動ができるように地域の中の施設や道路について、利便性・安全性の向上を推進します。

○ユニバーサルデザインの推進

事業者だけで無く、多くの市民がユニバーサルデザインの考え方を理解し、協働し推進できるように啓発活動を行います。

○バリアフリーの推進

歩きやすい歩道の整備や利用しやすい公共施設の設置など、人にやさしいバリアフリーのまちづくりを推進します。

○移動手段の確保とサービスの充実

公共交通機関などの移動手段の確保を図るとともに、ニーズに応じた移送サービス等の充実のため、事業者などとの連携を強化します。

³ 障がいの部位や種類、程度によりもたらされるバリア（障壁）に対処する考え方

⁴ 年齢・障がいの有無・性別・国籍などに関わらず多様な人々が気持ちよく使えるよう都市や生活環境を計画する考え方。

取組主体	主な取組内容
自助 (市民の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインやバリアフリーについての理解を深める。 自分が住む住宅・地域について、自分や家族が高齢者・障がい者になった時を意識する。 優先駐車スペースや多機能型トイレなどの優先施設を尊重する。 地域の歩道などを利用する上で、危険、障害となる物がないか注意する。 高齢者や障がい者のバスなどの乗り降りなど手助けをする。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が協力し、地域内にある障害物の状況を確認する。 地域活動の一環として、歩道のゴミ拾いや、草刈りなどを行い、利用しやすい環境をつくる。 地域ぐるみで、高齢者や障がい者への、買い物のサポートや車に乗り合わせて移動するなど支え合いを促進する。 地域の危険箇所・利用しづらい施設などを把握し、関係機関に改善を相談する。 民間施設でもバリアフリー化を推進する。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインやバリアフリーについての理解・啓発を進める。 公共施設や道路などの新設・改修に合わせ、障がい者などの意見を参考にしバリアフリー化を推進する。 歩道の段差や点字ブロックなどの環境整備を進める。 各地域の交通ニーズを把握し、事業者などとも連携して移動サービスの充実に努める。 定額タクシー（みなタク）の周知及び継続実施を強化し、移動手段の利便性の向上を図る。 常磐線の再開について要望活動を継続し、利用啓発を行う。

（5）生活支援の充実

近年、社会経済環境の変化に伴い、非正規雇用労働者や低所得者が増加し、生活困窮に陥る人や稼働年齢世代にある人を含めて生活保護を受給する人が増えています。

これまで、安定した雇用を土台として、社会保障制度や労働保険制度が機能し、最終的には生活保護制度が包括的な安心を提供してきましたが、近年の雇用状況の変化などにより、これらの仕組みだけでは安心した生活を支えることが難しくなっています。

生活困窮者自立支援法を踏まえ、制度の狭間にある生活困窮者⁵の早期の生活自立に向け、重層的な支援を行います。

○生活困窮者自立支援の推進

生活困窮者の方々が早期に自立した生活を送れるよう、相談支援の充実、相談機関との連携を強化し各種支援に努めます。

○要保護者の自立支援

生活保護受給者が日常生活の課題を解消し社会的な繋がりのもと、地域社会の一員として生活が送れるよう自立に結びつくための支援を行います。

○就労環境の整備

自立した生活を送るためには、安定した就労環境が重要であり、事業所等との連携を強化し、雇用の促進と就労相談体制の充実を図るなど、就労環境の整備に努めます。

⁵ 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）において「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている。

取組主体	主な取組内容
自助 (市民の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の周囲に援助を必要とする人がいないか気配りをする。 ・一人で悩まず、周囲の身近な人に相談する。 ・生活困窮者を発見したら速やかに民生委員・児童委員や行政へつなげる。 ・生活に困っている人がいたら、相談窓口の利用を呼びかける。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内に援助を必要とする人がいる際は、地域での支えあいを基本としながらも、公的支援が必要と判断される場合は速やかに行政につないでいく。 ・一時的に生活に困っている人に対して、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度やフードバンクなど各種制度を紹介する。 ・行政や隣組等と連携し、生活困窮者の支援に取り組む。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の受給者とならないように、自立促進に向けての的確な支援を行う。 ・生活困窮者の相談窓口の周知を図る。 ・経済的支援を必要とする生活困窮者を早期に支援するため、ハローワークや事業所と連携し、就労、その他の自立支援に関する相談支援を行う。 ・福祉だけでなく、医療、教育などの多様な分野の団体と連携し、各種相談、支援事業を通して、生活困窮状態にある人の早期把握・発見に努める。 ・支援が必要な方に対し、家計に関するアドバイスをし、自ら家計管理ができる力を育てるよう支援する。 ・親の世代の貧困が子どもにまで連鎖することがないよう、教育、生活、保護者の支援などに努める。 ・事業所と福祉関係者の連携などにより、様々な課題を抱える生活困窮者や高齢者、障がい者の就労機会の拡大に努める。 ・生活のしづらさを抱えている人々が制度の狭間に陥らないよう、社会福祉協議会と連携強化を図る。

(6) 身体とこころの健康づくり

高齢化が進み、食生活が豊かになるなど、生活様式が多様化する現代社会では、生活習慣病や、ストレスの増加により身体とこころの健康を維持していくことが課題となっています。

健康はすべての人にとっての願いであり、地域福祉を推進するにあたっては、市民一人ひとりが心身ともに健康であることが大切です。

自分の健康は自分で守り、いつまでも元気で自立した生活を送ることができるように、健康づくりの支援を行います。

○健康づくりの普及・啓発

健康づくりの基本は「自分の健康は自らつくり・守る」ことにあるため、市民一人ひとりが健康を日頃から意識して生活することができるよう、身近で簡単に運動ができる場の提供や情報の提供に努めます。

○健康に関する情報提供の充実

身体はもちろん、うつやこころの健康に関する情報を、広報等の多様な方法を活用して提供し、心身の健康に対する理解・関心を深め意識の向上を図ります。

○関係機関と連携強化

福祉・保健・医療・ボランティア・N P Oなどの関係者が連携し、疾病予防、介護予防事業・メンタルヘルス事業などを推進し、心身の健康づくりや自殺予防の体制づくりを推進します。

取組主体	主な取組内容
自助 (市民の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが、健康づくりの意識を高め、生活習慣の改善などの健康づくりを実践する。 ・ウォーキングなどなるべく外に出る機会を増やし、自分の健康を維持する。 ・定期的な健康診査を受け、自らの健康状態を把握する。 ・自分や周りの人のこころの健康に关心を持つ。 ・認知症予防教室や健康教室などに積極的に参加する。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ・グランドゴルフやラジオ体操などの活動を行うとともに、隣近所の人を誘い積極的に参加する。 ・地域において、介護予防教室や健康教室を積極的に開催する。 ・こころの健康に关心を持つ。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病を早期発見・早期治療するため健康診査及び各種がん検診の受診率向上に努める。 ・介護予防などの講演会や研修会を開催し、基本的な知識の普及と市民の意識の向上を図る。 ・うつ病などのこころの病気に関する知識を普及啓発する。 ・東日本大震災やストレスなどが、こころの健康に影響していることからメンタルヘルスに関する取り組みを推進する。 ・地域・職場・学校等における自殺予防の啓発活動を推進する。 ・心身の健康相談、こころの健康に関する相談窓口の周知を図る。 ・ゲートキーパー研修や傾聴ボランティア研修などを開催し、人材の育成、各機関との連携を強化する。 ・『南相馬市保健計画』に基づき、市民の心身の健康づくりを推進する。 ・自主的な運動習慣の定着を図る環境づくりを推進する。

第5章 計画の推進にあたって

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の周知

地域住民一人ひとりが地域における支え合いやふれあいの重要性、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取り組みを実践・継続していくよう、市ホームページ等で計画内容を公表します。

2 関係機関等との連携・協働

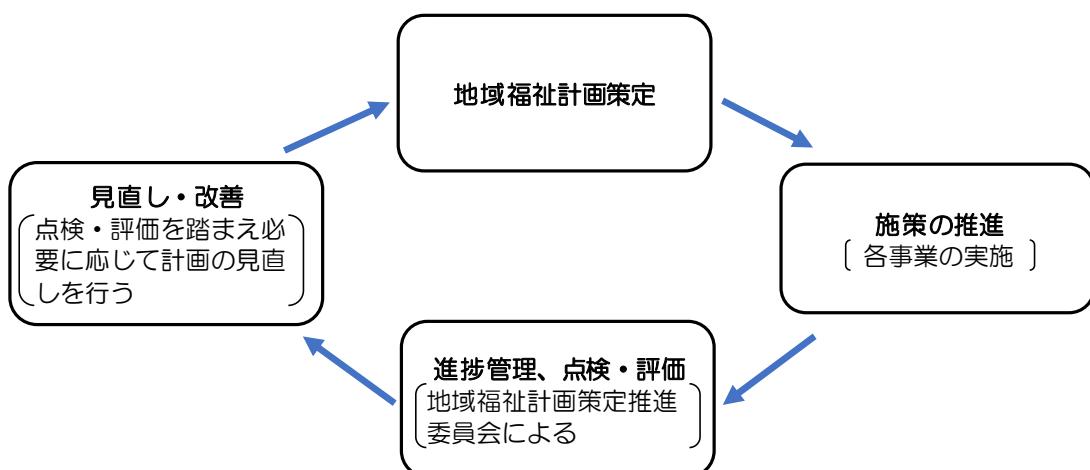
地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたっているため、地域福祉担当課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、地域福祉推進の中心的な担い手である南相馬市社会福祉協議会との連携をはじめ、行政区、隣組、民生委員・児童委員、福祉事業者、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、老人クラブ、その他各種団体とも連携を図りながら、協働による地域福祉の推進に努めます。

3 計画の進捗管理

計画の実現に向けて進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

■計画の点検・見直しの流れ



資 料

資料

1 計画の策定体制

(1) 策定体制

本計画の策定に当たっては、学識経験者、地域福祉関係者、地域住民の代表者等で構成される「南相馬市地域福祉計画策定推進委員会」及び、市役所内各関係課長と社会福祉協議会で構成される「地域福祉計画策定検討会」において、計画について検討・策定作業を行いました。

◎南相馬市地域福祉計画策定推進委員会の開催状況

平成 30 年 5 月 16 日	第 1 回南相馬市地域福祉計画策定推進委員会 ・南相馬市地域福祉計画案について ・アンケート調査の実施について 等
平成 30 年 8 月 21 日	第 2 回南相馬市地域福祉計画策定推進委員会 ・アンケート調査及び地域福祉懇談会の結果について ・南相馬市地域福祉計画骨子案の作成について 等
平成 30 年 10 月 30 日	第 3 回南相馬市地域福祉計画策定推進委員会 ・南相馬市地域福祉計画骨子（素案）の検討について 等
平成 31 年（開催日未定）	第 4 回南相馬市地域福祉計画策定推進委員会

◎南相馬市地域福祉計画策定検討会の開催状況

平成 30 年 8 月 2 日	第 1 回南相馬市地域福祉計画策定検討会 ・南相馬市地域福祉計画骨子案について ・アンケート調査及び地域福祉懇談会の結果について 等
平成 30 年 10 月	南相馬市地域福祉計画骨子案について検討
平成 31 年（開催日未定）	第 2 回南相馬市地域福祉計画策定検討会

(2) 南相馬市地域福祉計画策定推進委員会委員名簿

区分	所属	氏名	備考
学識経験者	人権擁護委員	小林 清子	
保健福祉及び 医療関係者	南相馬福祉会	菅原 武	
	ちいしば会	中野 通彦	
地域福祉関係者	民生児童委員 連絡協議会	遠藤 洋子	
		大内 彰	
		横山 誠	副委員長
地域住民の代表者	南相馬市 区長連絡協議会	林 勝典	
		田村 早人	委員長
		佐藤 正幸	
その他市長が 指名する者	南相馬市 社会福祉協議会	村上 勇一	

敬称略・所属団体は委嘱時点

（3）南相馬市地域福祉計画策定推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 市は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、福祉分野の包括的な計画となる南相馬市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、地域福祉の推進を図るため、南相馬市地域福祉計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗管理に関すること。
- (3) 計画に係る調査等に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、10人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉及び医療関係者
- (3) 地域福祉関係者
- (4) 地域住民の代表者
- (5) その他市長が指名する者

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長等）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初に開かれる会議は、市長が招集し、委員長が選任されるまでの間、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（関係者の出席）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において行う。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(南相馬市健康福祉総合計画推進連絡会議設置要綱の廃止)
- 2 南相馬市健康福祉総合計画推進連絡会議設置要綱（平成21年南相馬市告示第122号）は、廃止する。
(南相馬市地域福祉計画推進委員会設置要綱の廃止)
- 3 南相馬市地域福祉計画推進委員会設置要綱（平成21年南相馬市告示第124号）は、廃止する。

（4）南相馬市地域福祉計画策定検討会設置要綱

（設置）

第1条 市は、南相馬市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、関係機関等と連携し必要な事項や施策の検討及び推進を図るため、南相馬市地域福祉計画策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の内容に関すること。
- (2) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (3) 計画に係る調査等に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 検討会は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、健康福祉部長をもって充て、副会長は会長が指名する。

3 会員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 別表に掲げる課の職にある者
- (2) 社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会の代表者 1人
- (3) その他会長が指名する者

第4条 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 検討会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

（作業部会）

第6条 検討会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の構成その他必要な事項は、検討会において定める。

（関係者の出席）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、検討会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 検討会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において行う。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部	総務課長
復興企画部	企画課長
健康福祉部	健康福祉部長、社会福祉課長、長寿福祉課長、子育て支援課長、健康づくり課長、健康づくり課放射線対策担当課長、高松ホーム園長
小高区	地域振興課長、市民福祉課長
鹿島区	地域振興課長、市民福祉課長
教育委員会事務局	幼児教育課長

2 アンケート調査の実施及び結果

(1) 南相馬市地域福祉計画策定のためのアンケート調査の実施

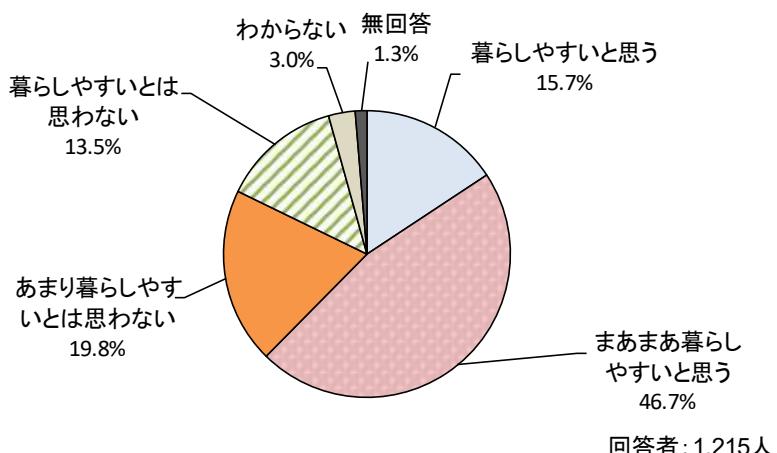
本計画の策定は、住民の意見等が十分に反映されることが望まれることから、福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するため、アンケート調査を実施しています。

◎アンケート調査の実施内容

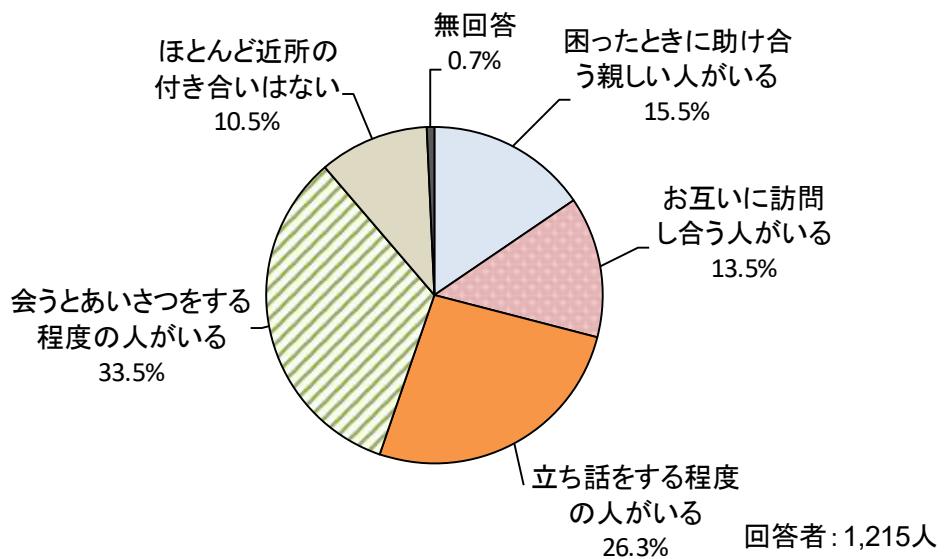
調査対象	平成 30 年 4 月 1 日現在、市内に住民票を有する 20 歳以上の市民
抽出方法	年齢男女を考慮し、無作為抽出法により抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成 30 年 6 月～7 月
回収結果	配布数：3,000 件 有効回収数：1,215 件（無効回答数：0） (有効回収率：40.5%)

(2) 南相馬市地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果

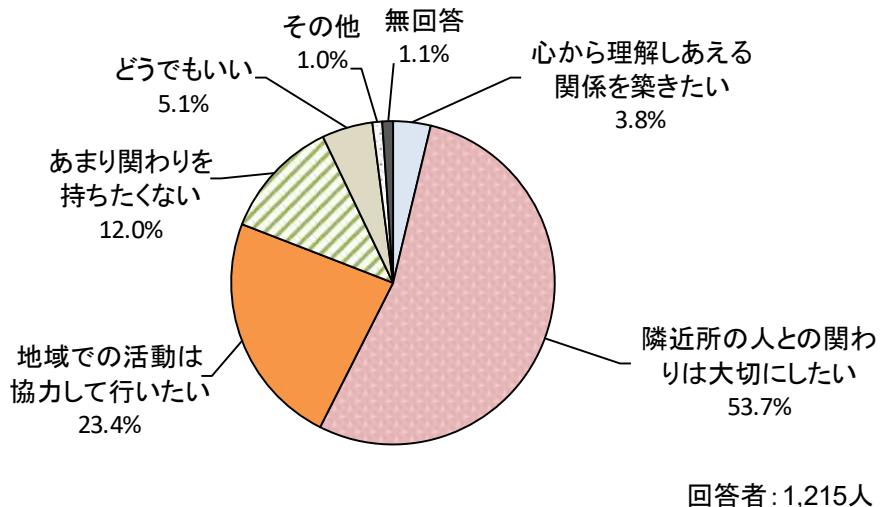
・暮らしやすいまちか



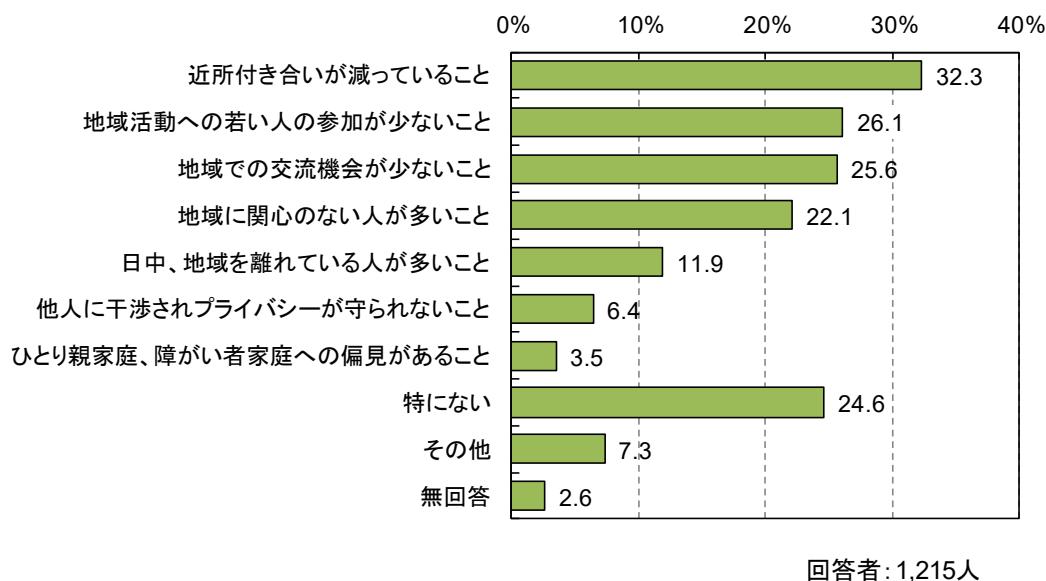
・近所の人との付き合いや交流



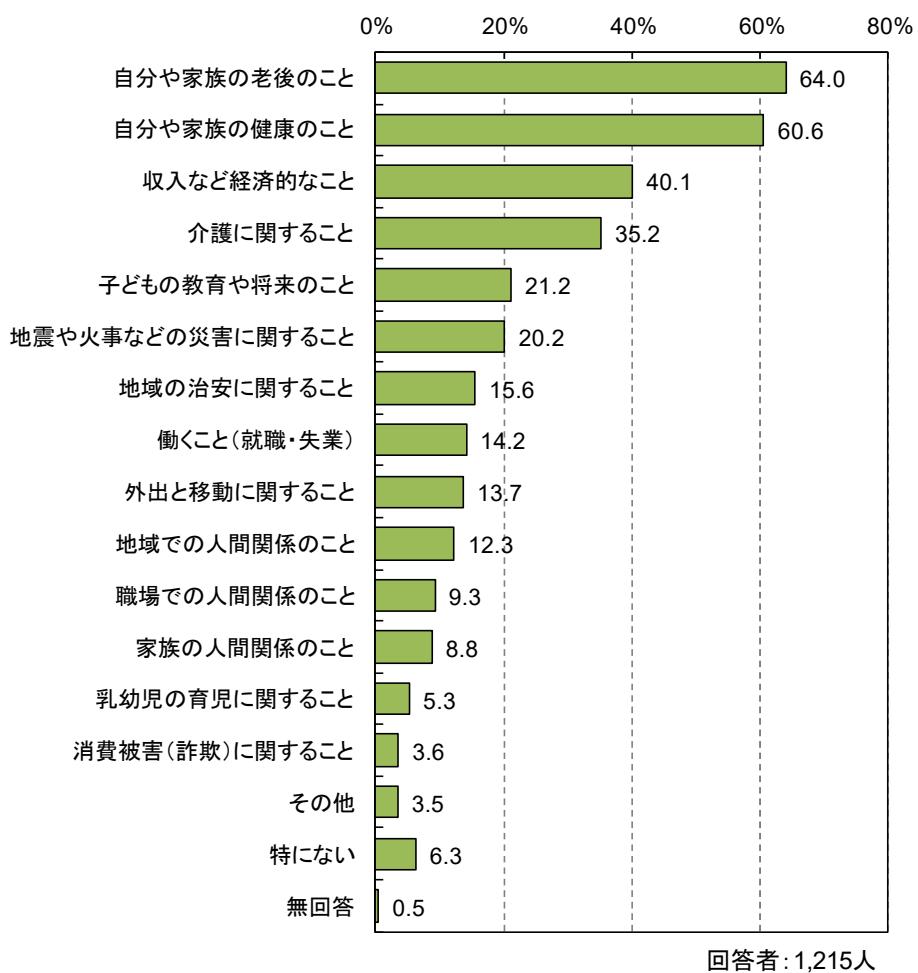
・近所の人との関わり



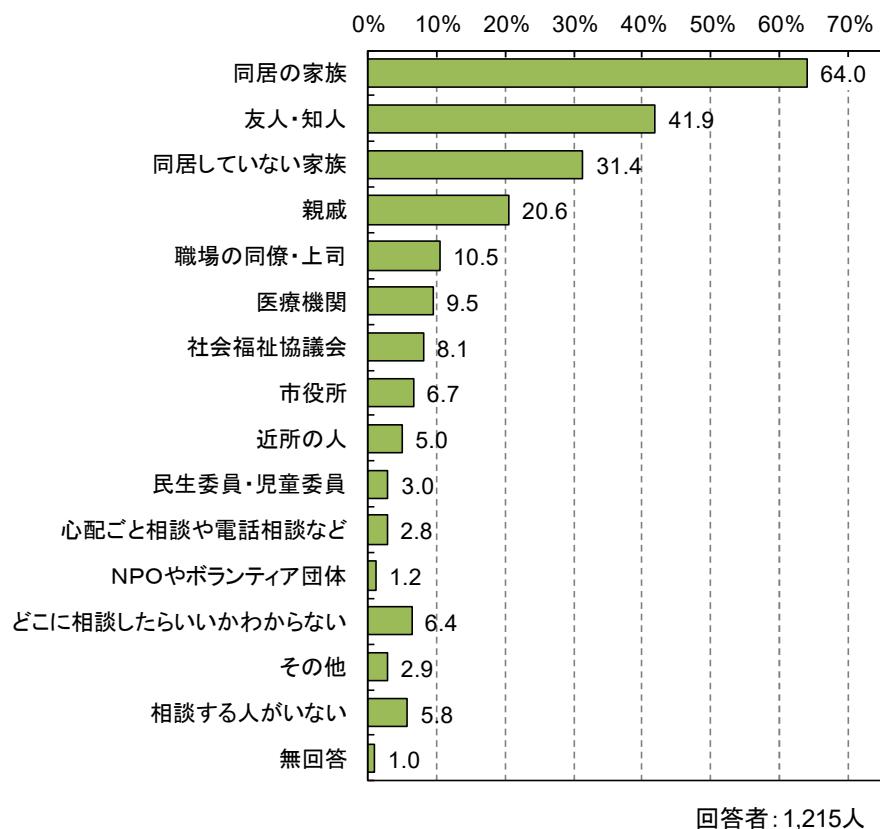
・地域の中での課題



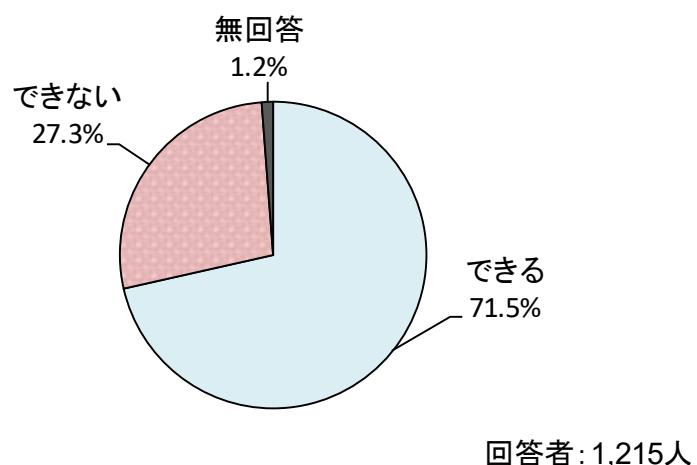
・日常生活で不安に思っていること



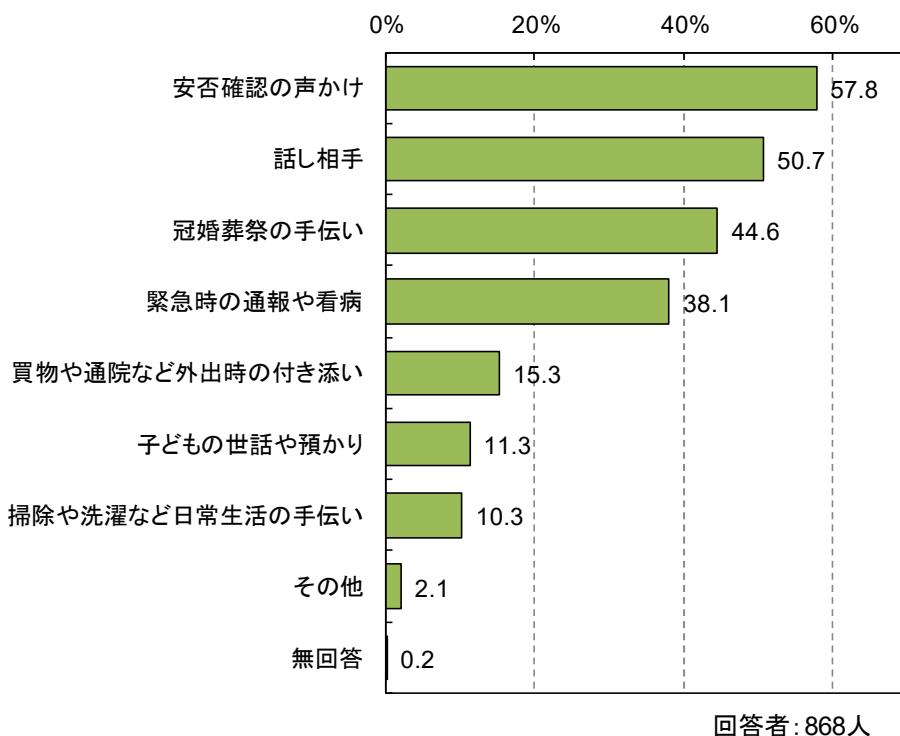
・不安や悩みの相談先



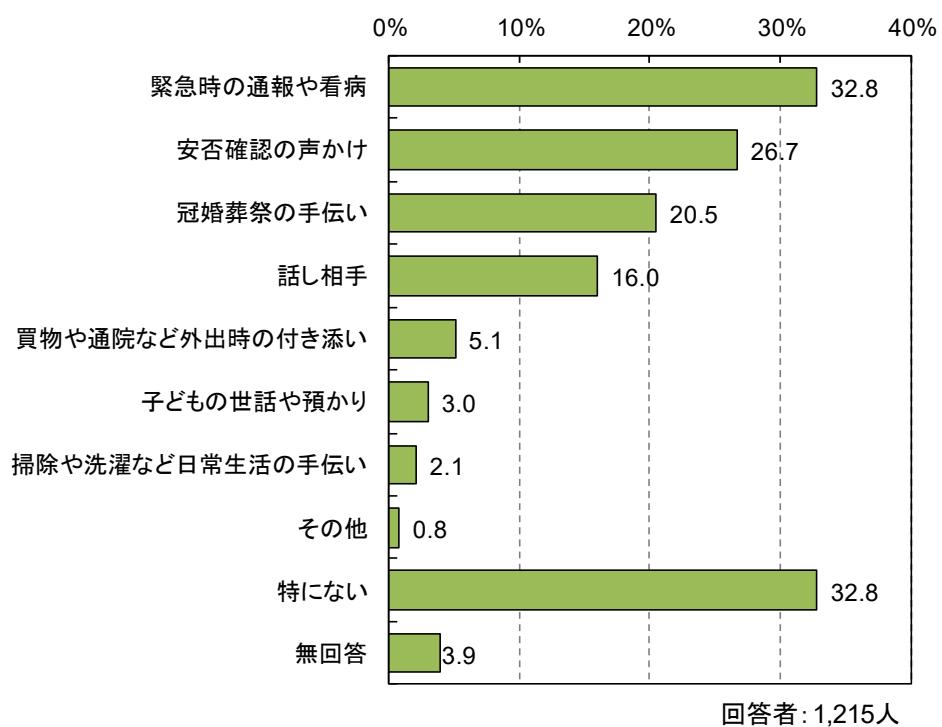
・近所の人が困っているとき手助けできるか



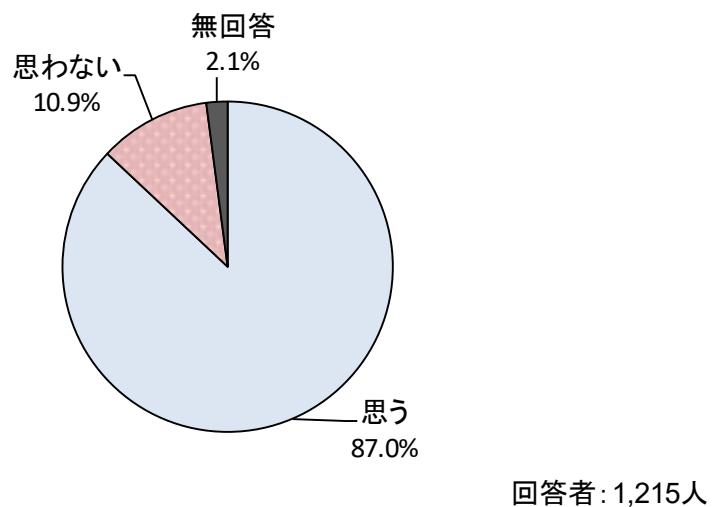
・近所の人が困っているときにできること



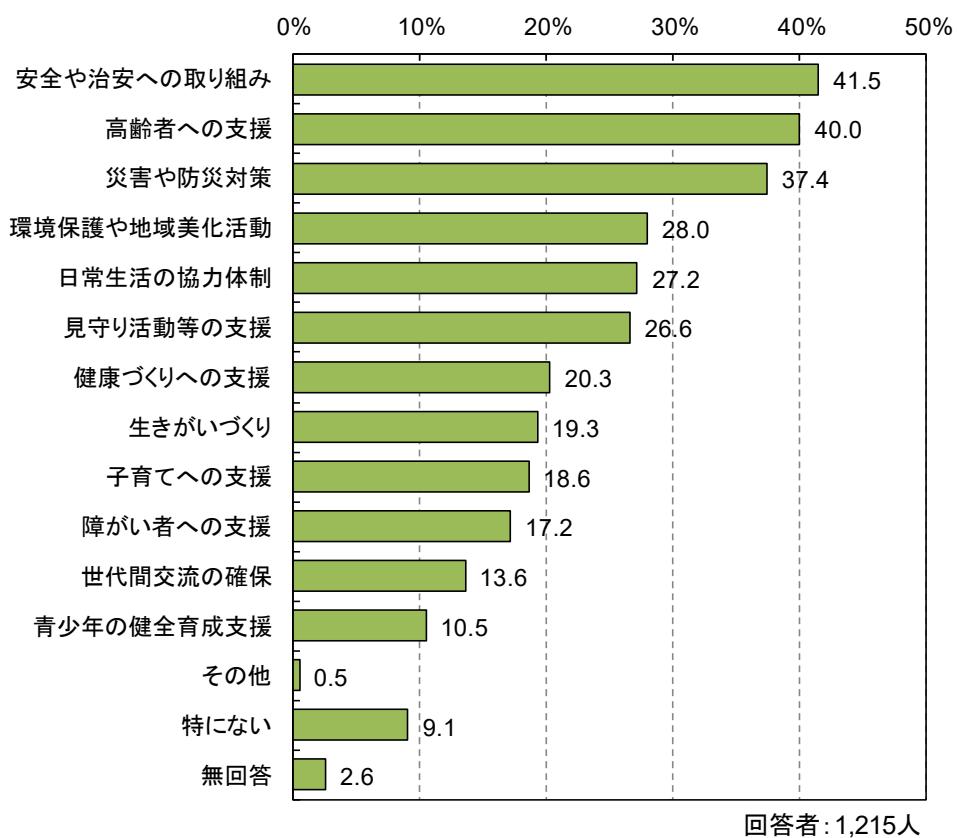
・困っている時に近所の人にしてもらいたいこと



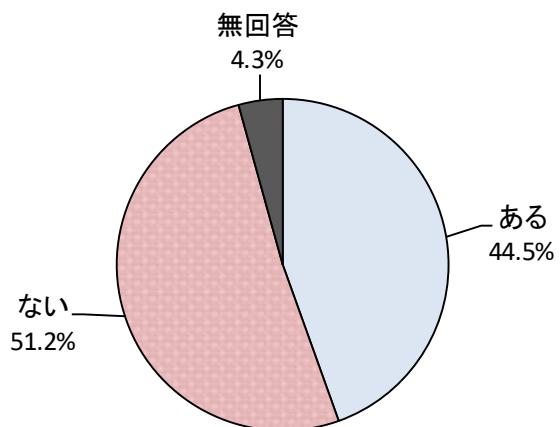
- ・近所同士で協力関係は必要か



- ・地域の役割に期待すること

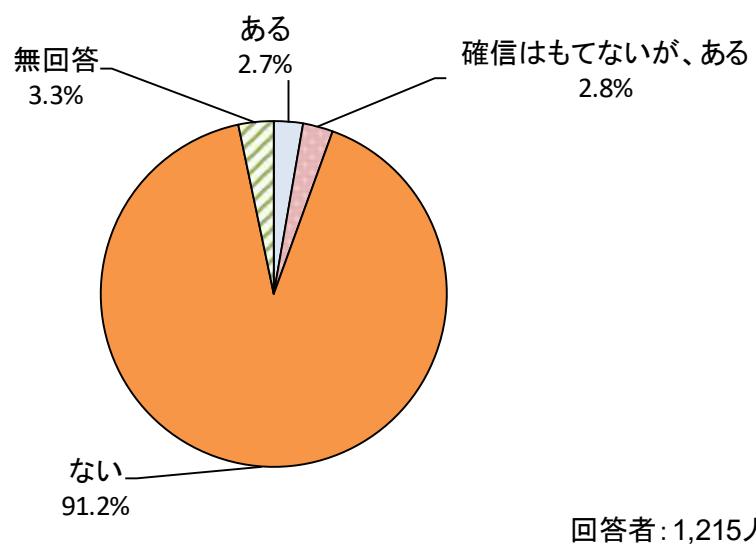


- ・地域に支えられたと感じたことがあるか



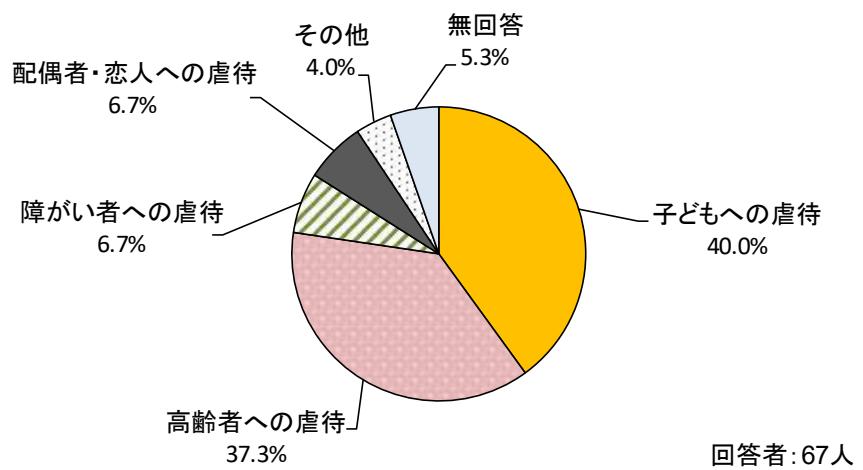
回答者: 1,215人

- ・虐待を見聞きしたことがあるか

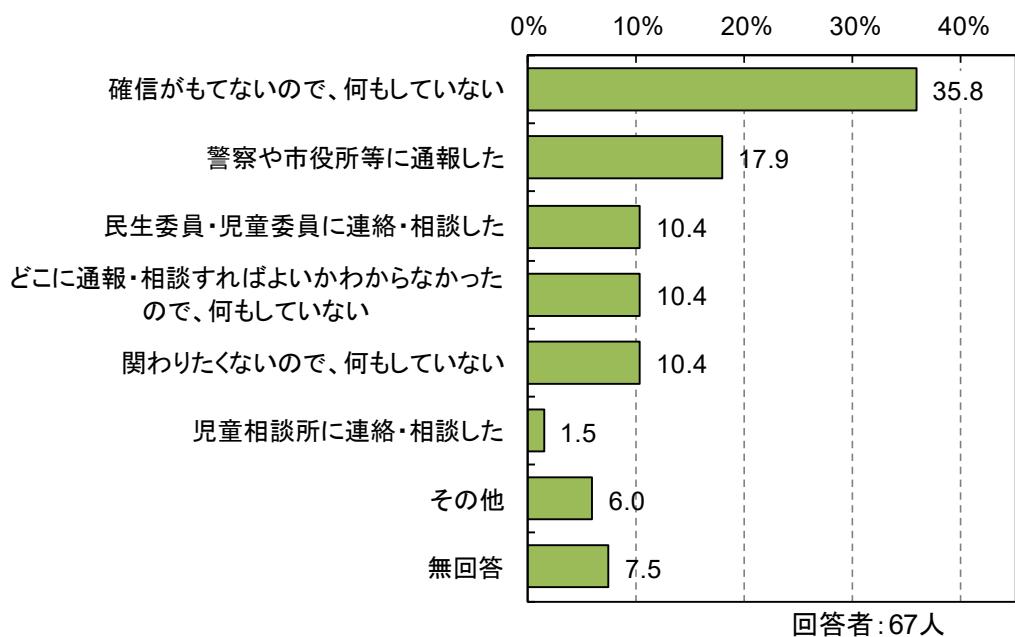


回答者: 1,215人

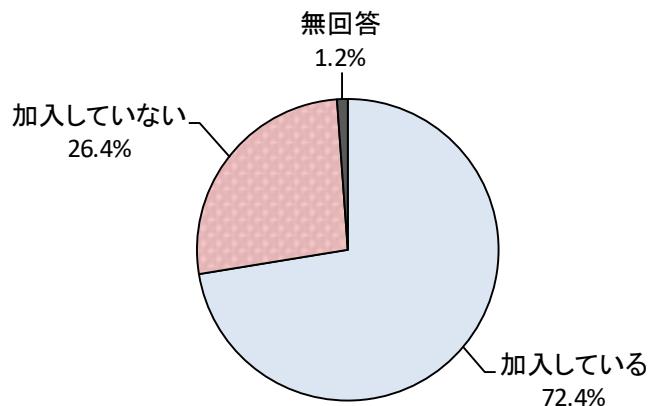
- ・どのような虐待を見聞きしたことがあるか



- ・虐待発見後の対応

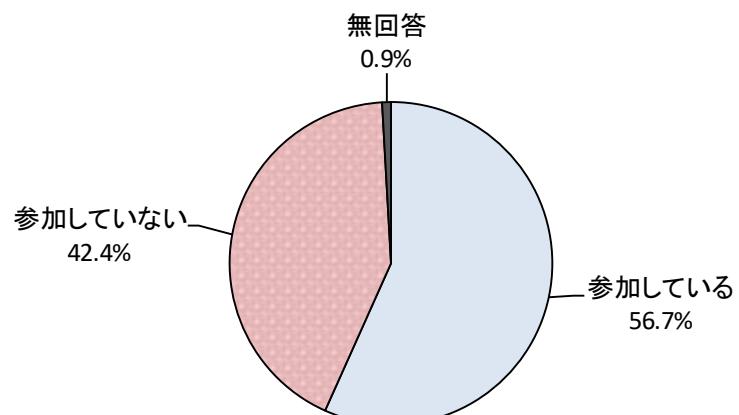


- ・隣組に加入しているか



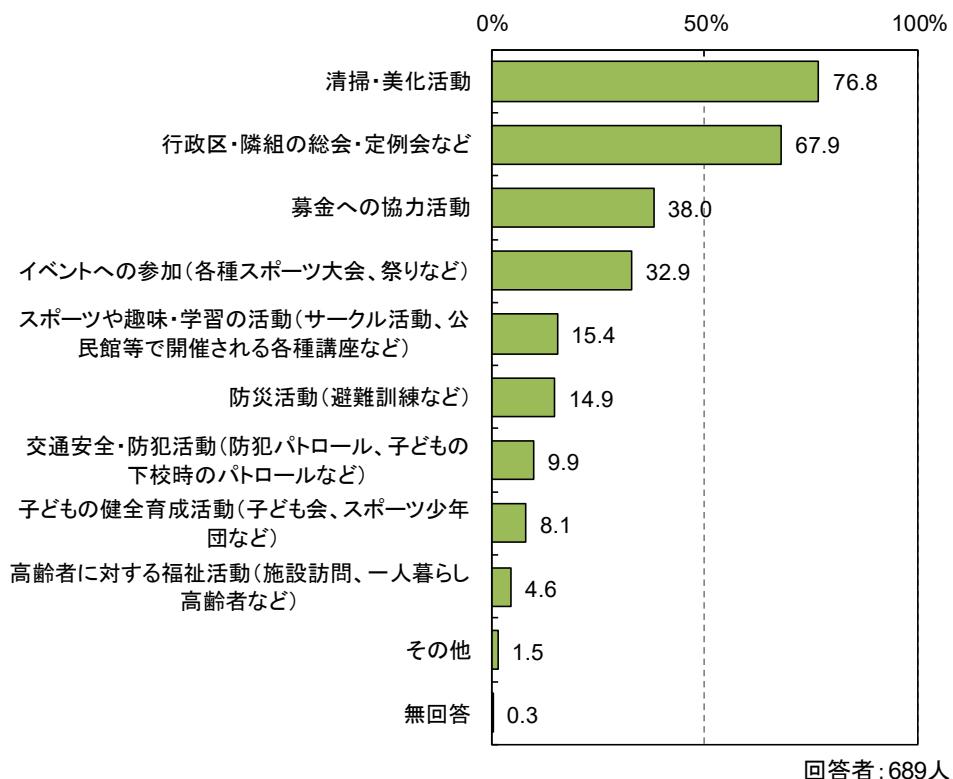
回答者: 1,215人

- ・地域活動に参加しているか



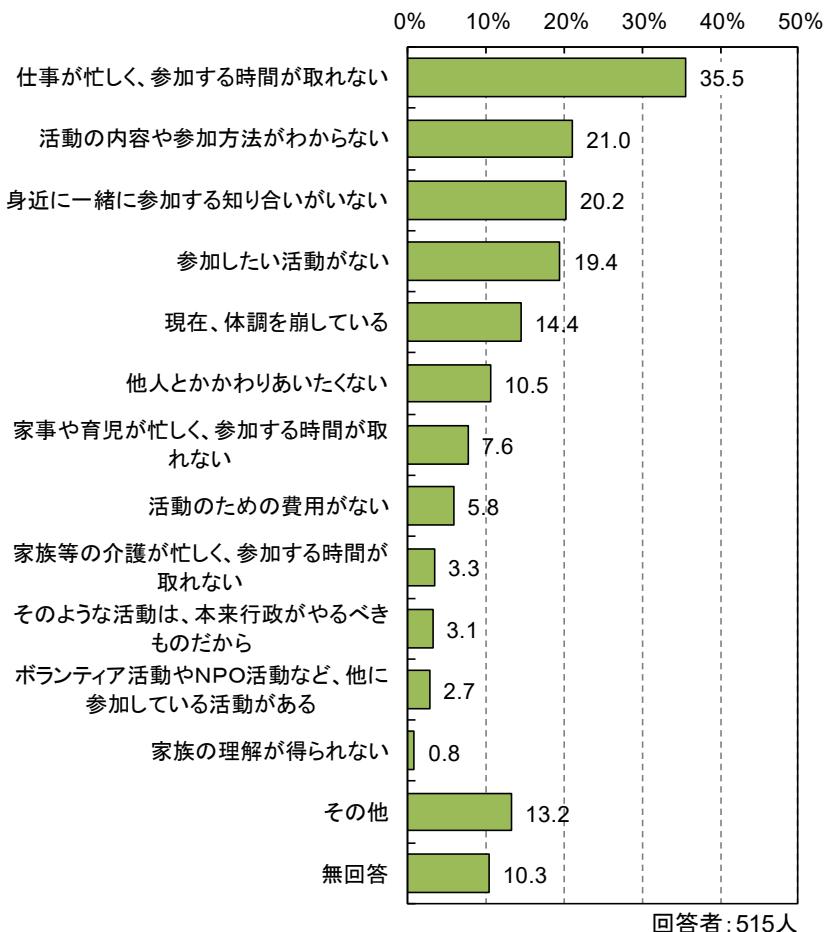
回答者: 1,215人

・ 参加している地域活動



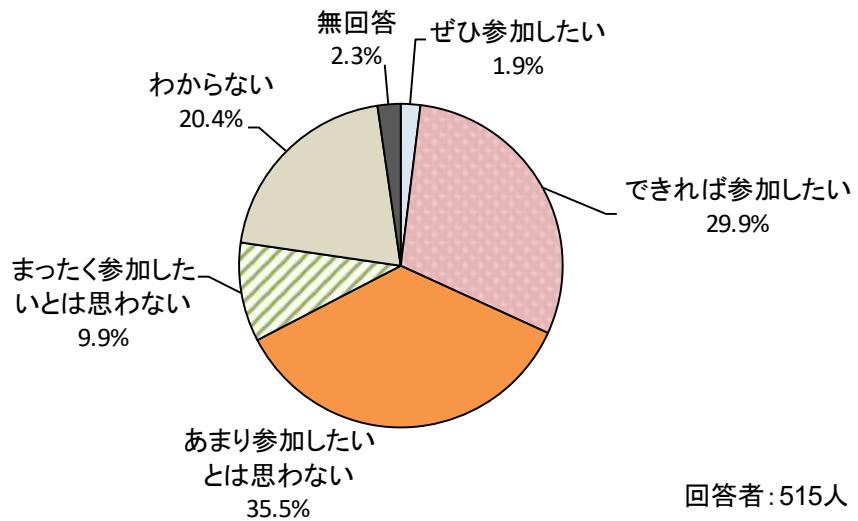
回答者:689人

・ 地域活動に参加していない理由

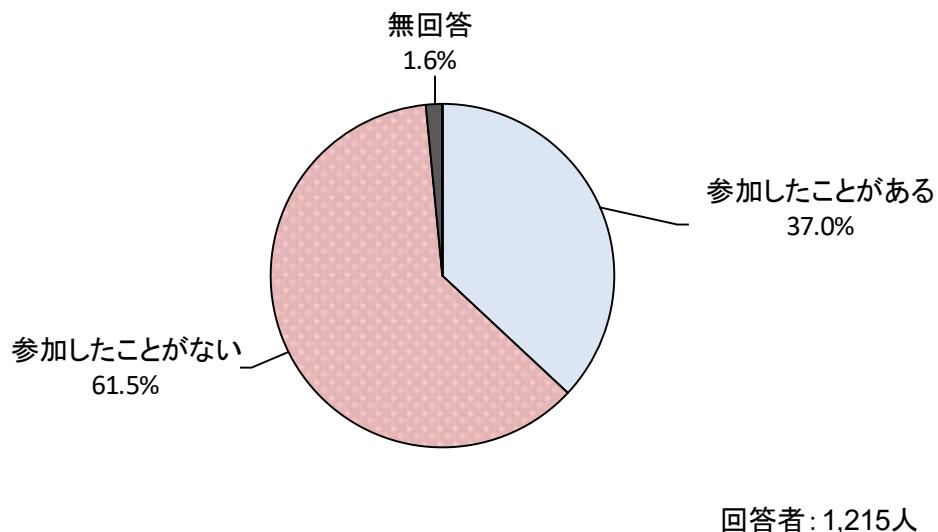


回答者:515人

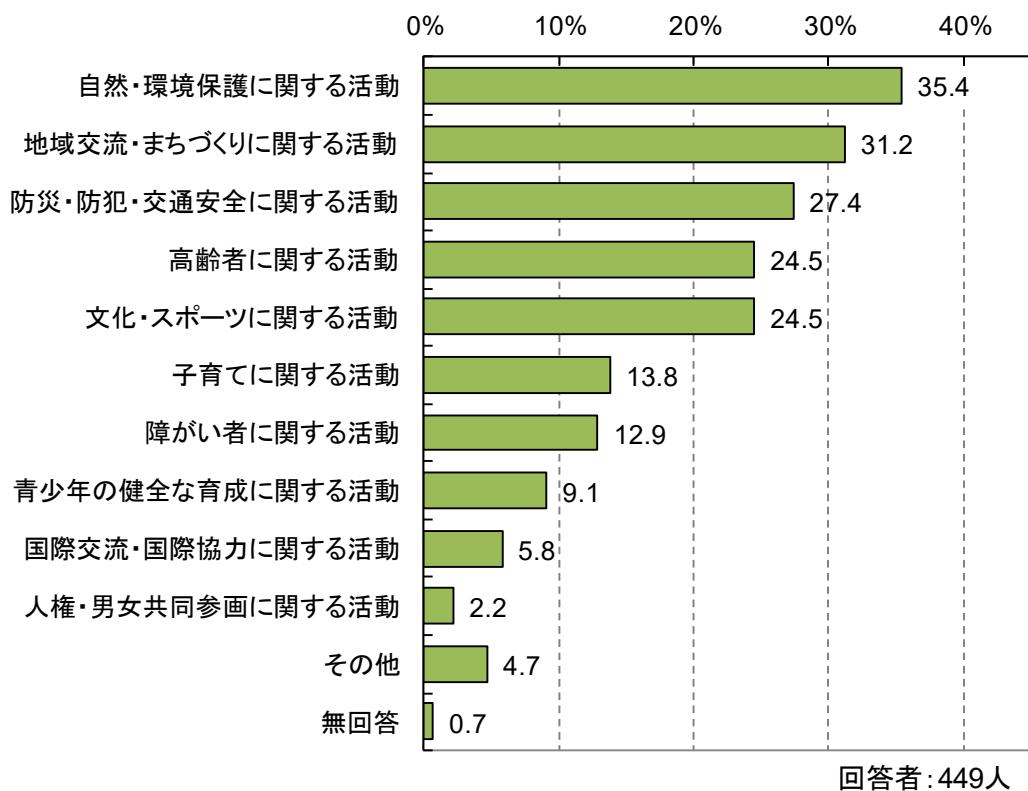
- 今後地域活動に参加したいか



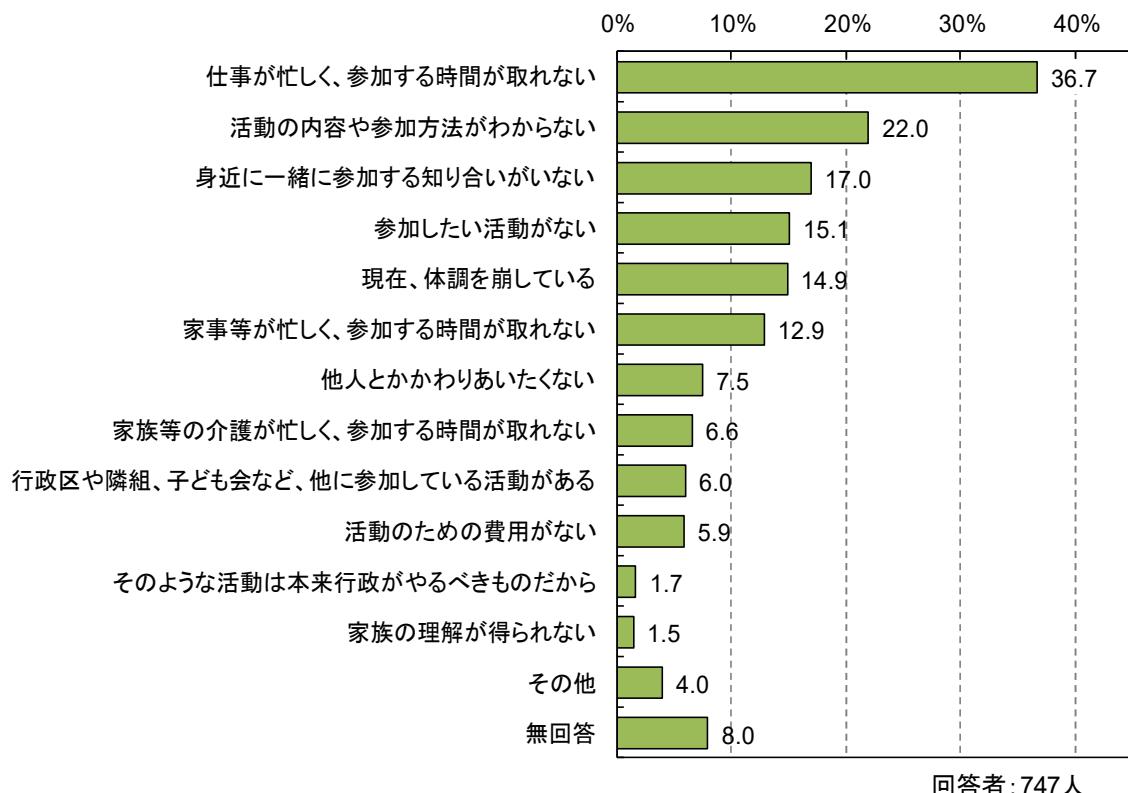
- ボランティア活動に参加したことあるか



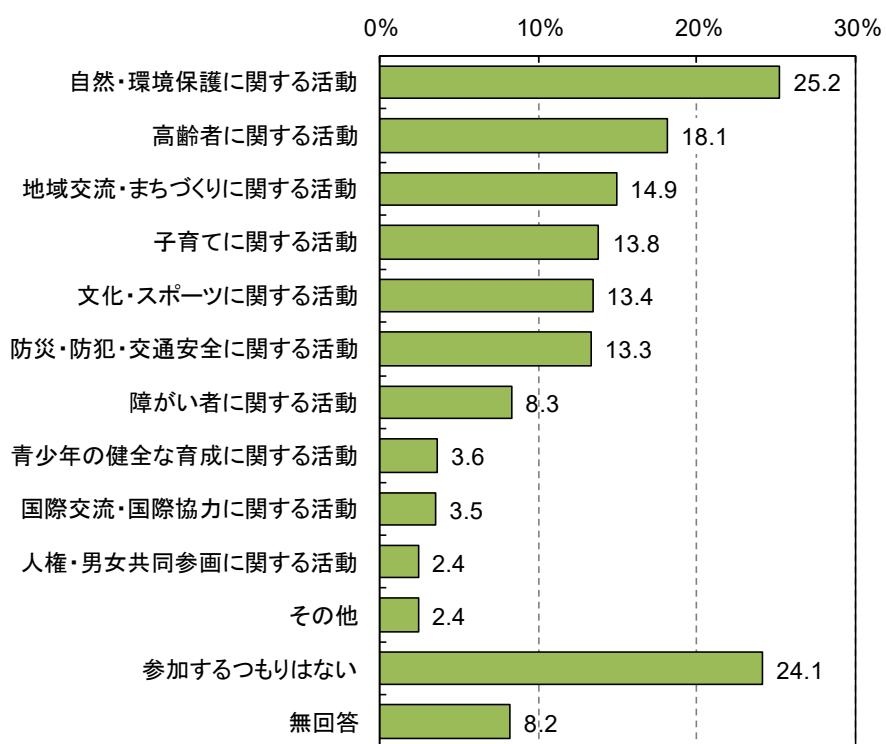
・参加したことのあるボランティア活動



・ボランティア活動に参加しない理由

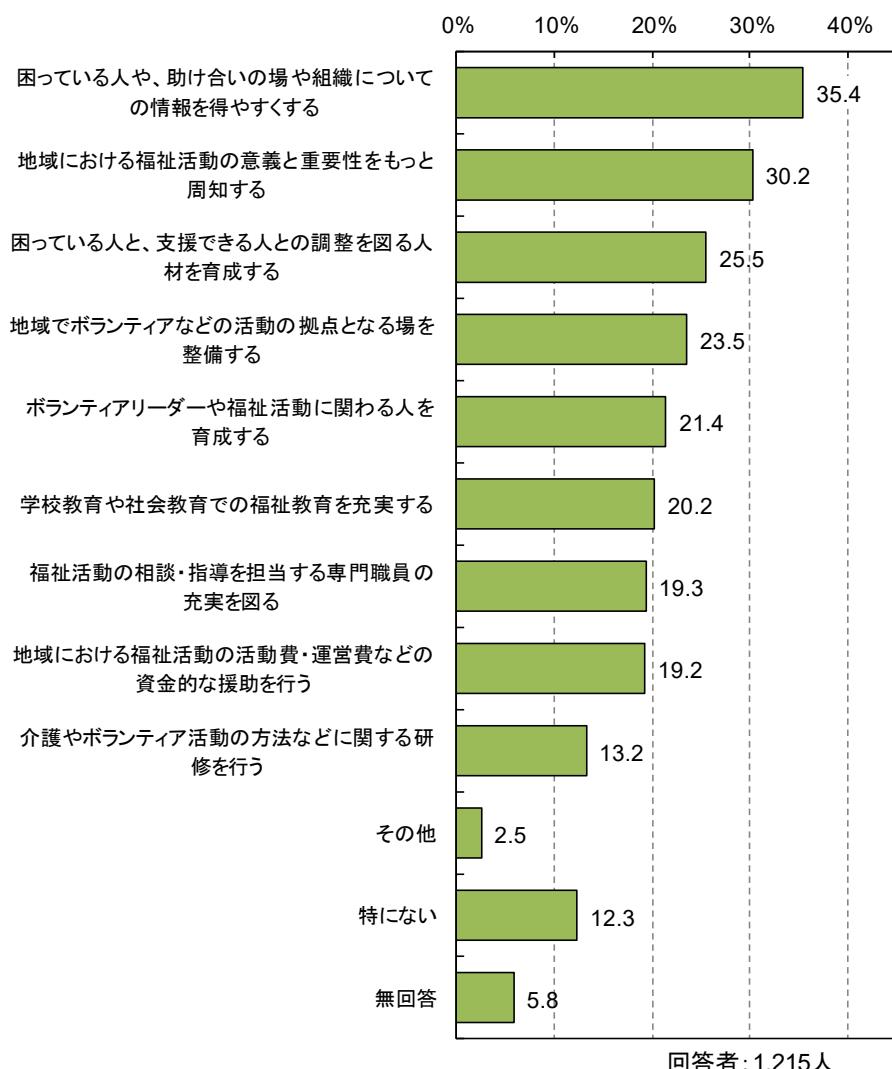


・参加したいボランティア活動

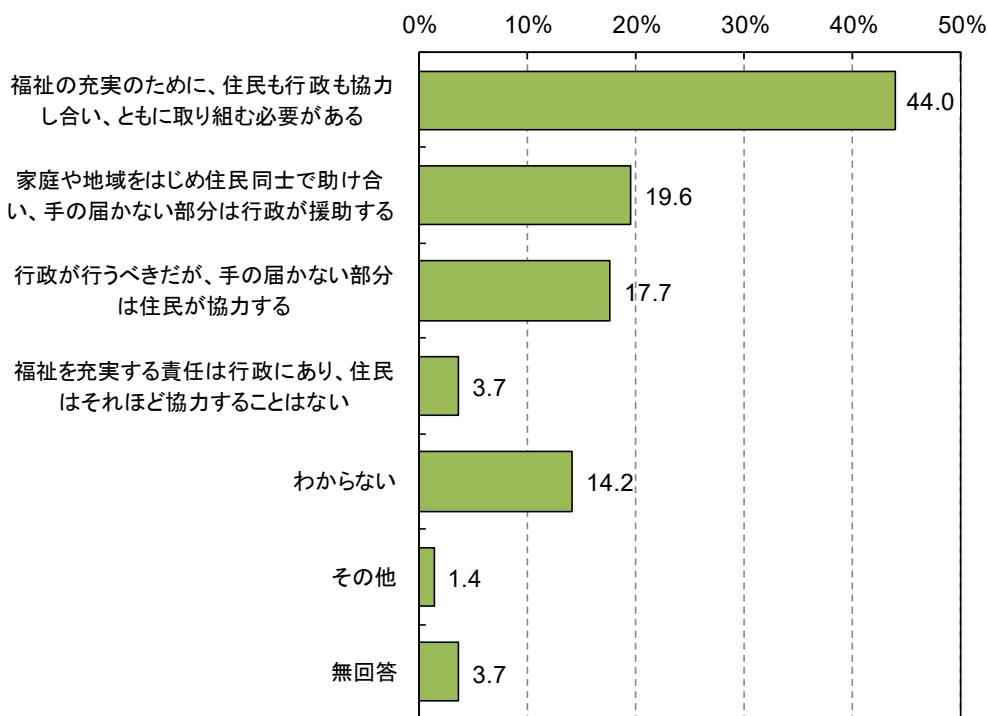


回答者: 747人

・地域の助け合い活動を活発にするために重要なこと

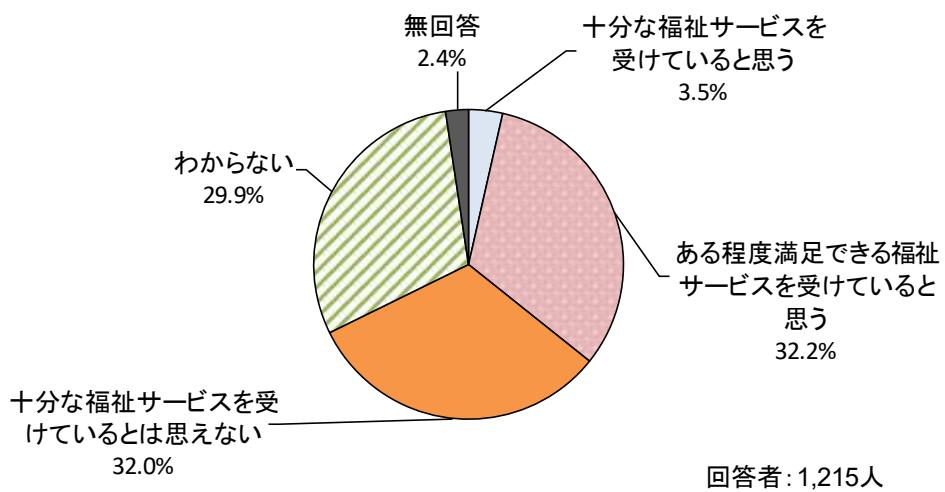


- ・福祉活動を充実させていく上で望ましい住民と行政の関係

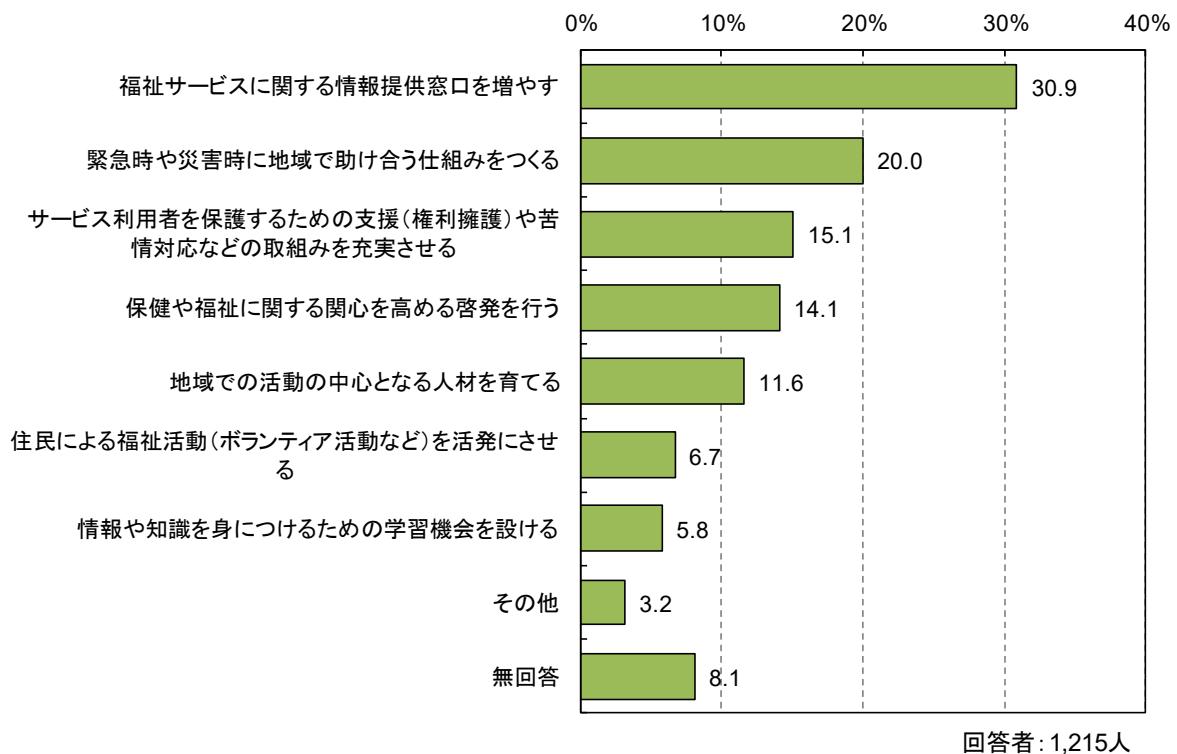


回答者: 1,215人

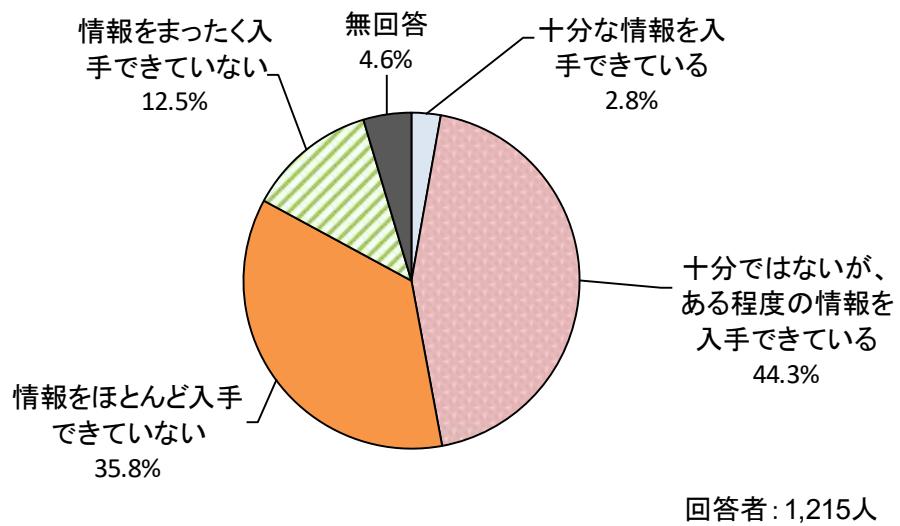
- ・日常生活に支援が必要な人が、十分なサービスを受けているか



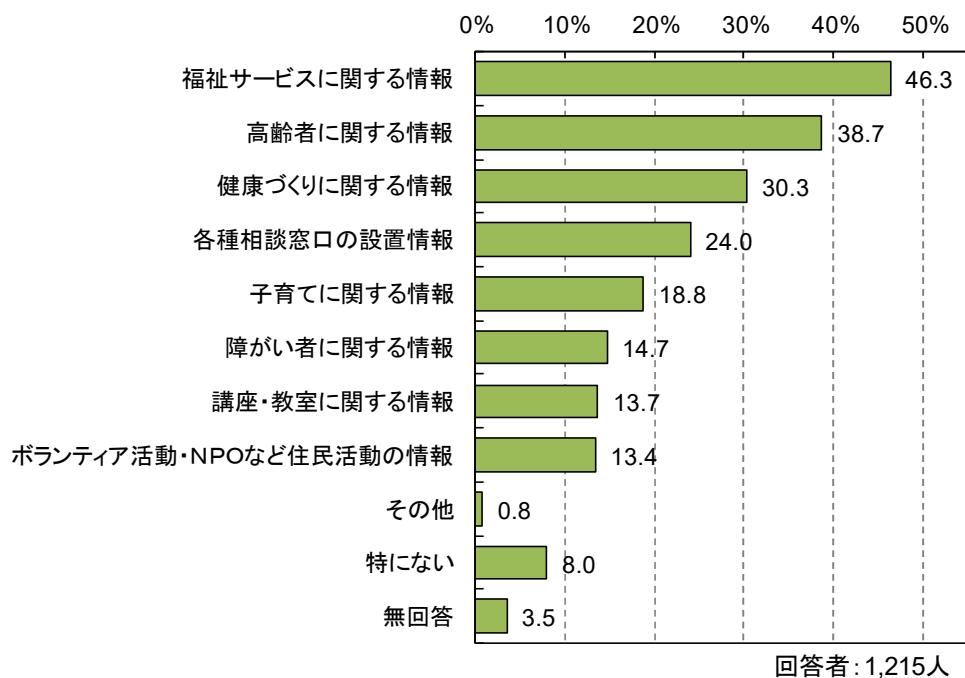
- ・福祉サービスを充実させるために必要なもの



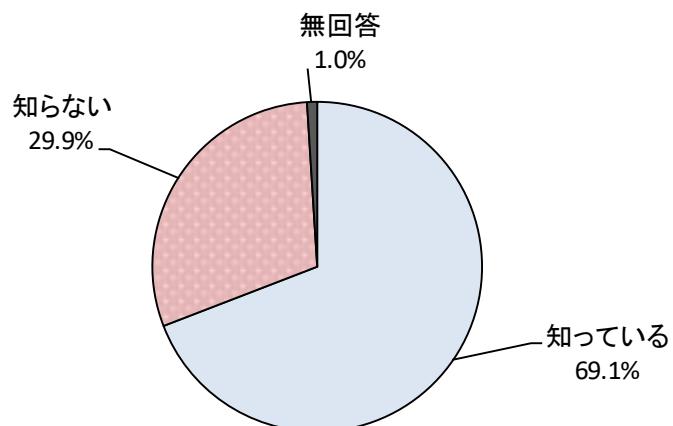
・福祉に関する情報を得られるか



・福祉について知りたい情報

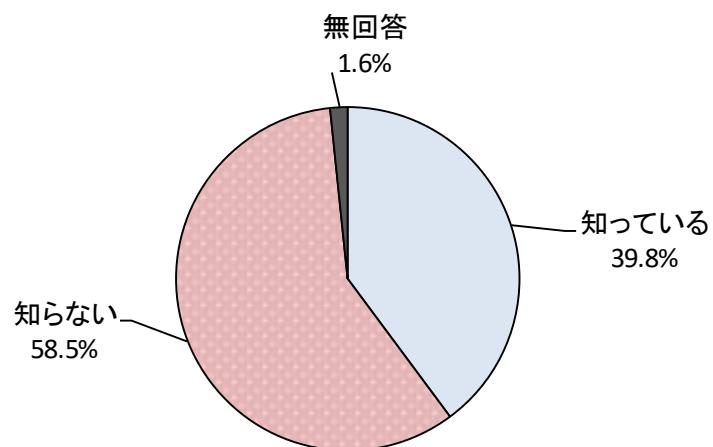


- ・災害時の避難場所を知っているか



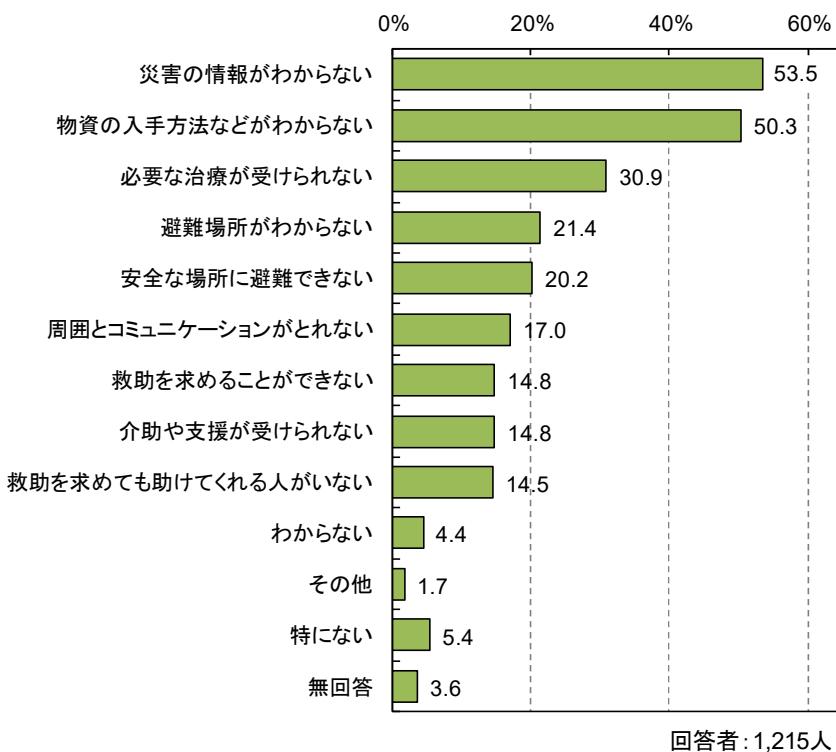
回答者: 1,215人

- ・災害時に一人で避難できない人がいるか知っているか

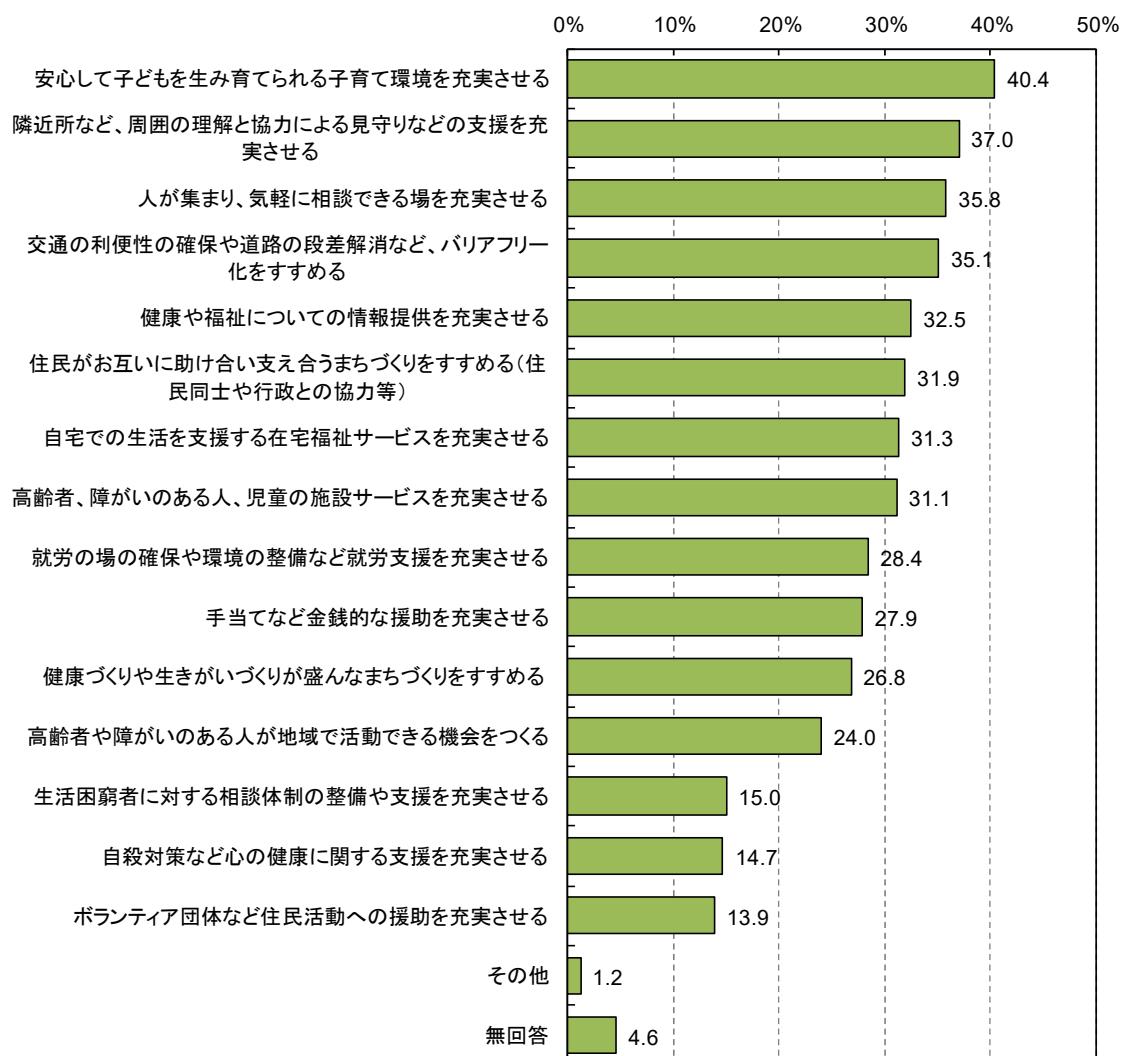


回答者: 1,215人

・災害発生時に困ること

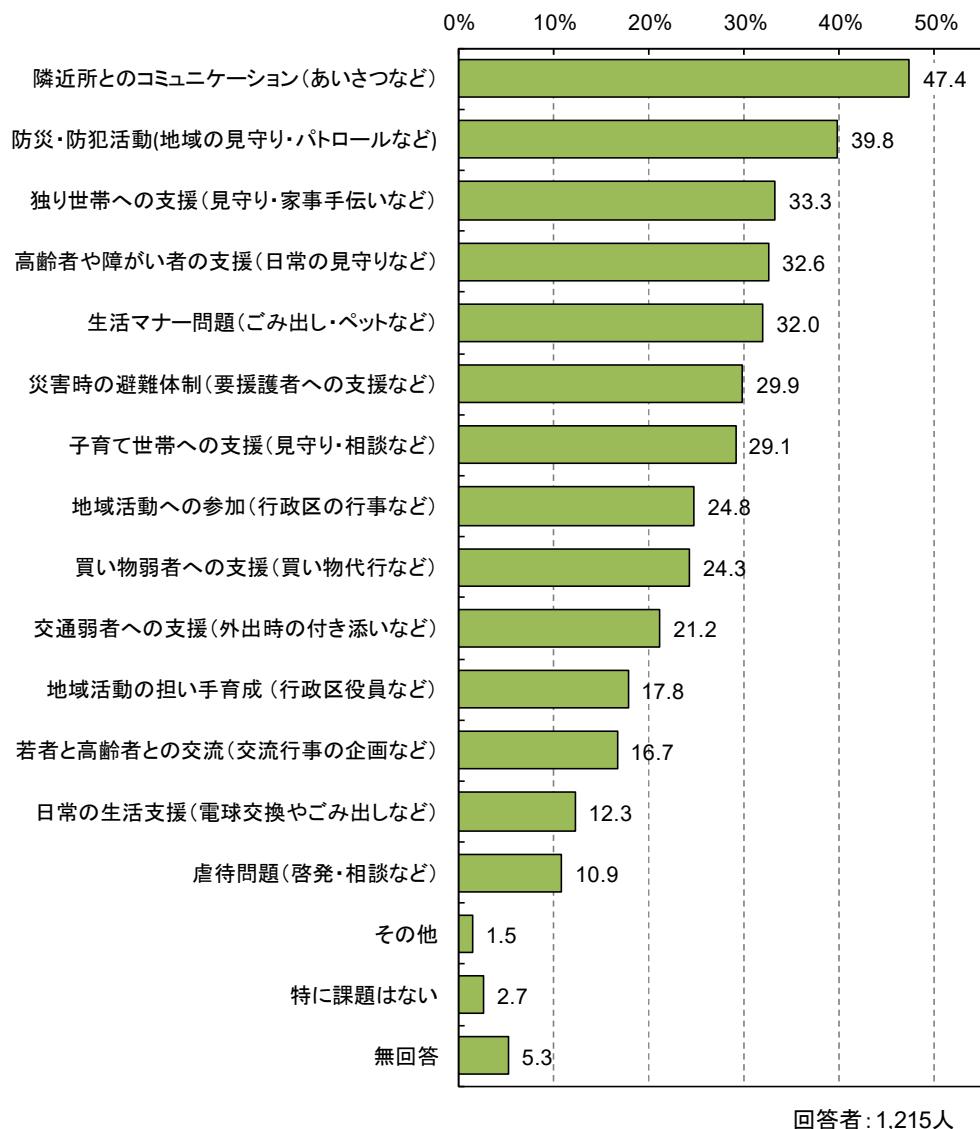


・南相馬市の福祉施策の充実のために重要な取り組み

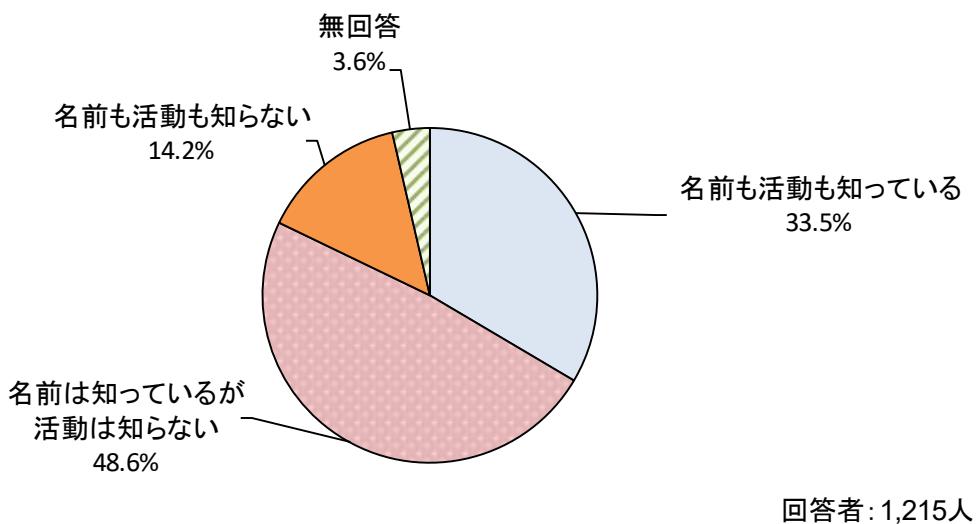


回答者: 1,215人

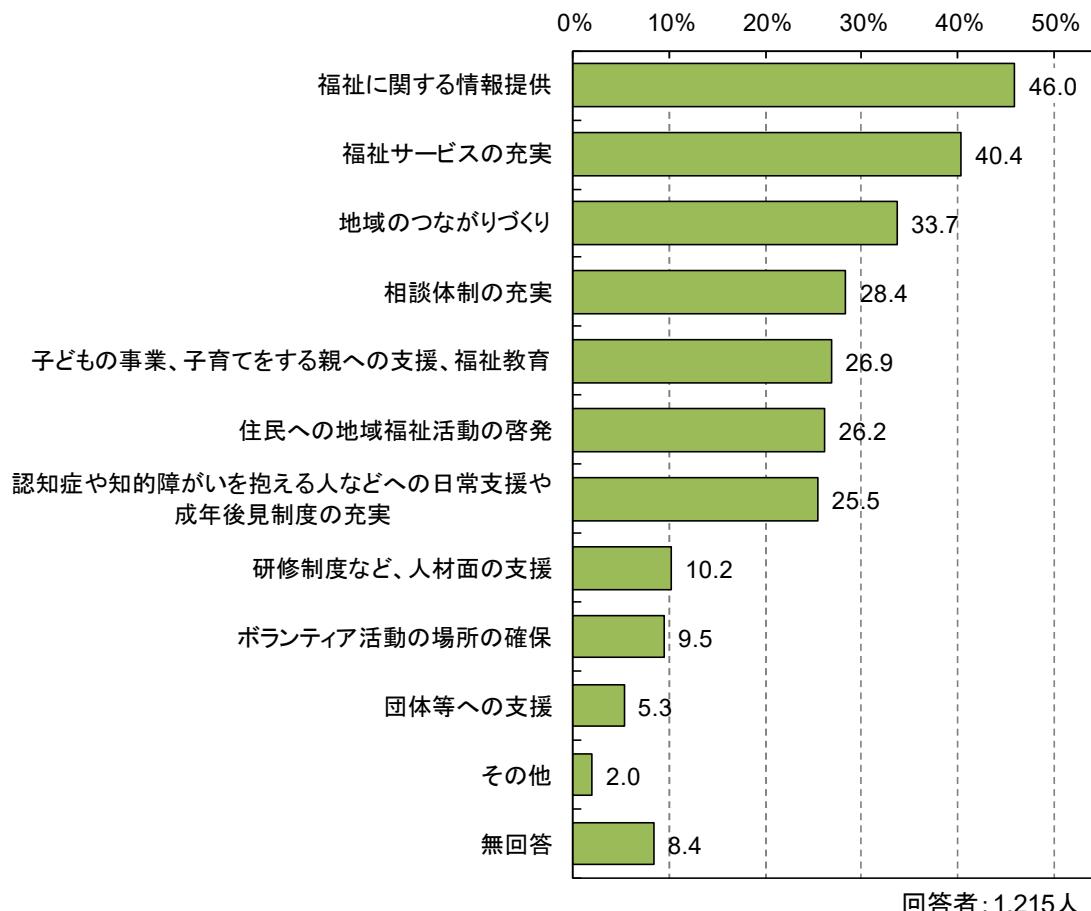
・安心して生活するために取り組むべき課題



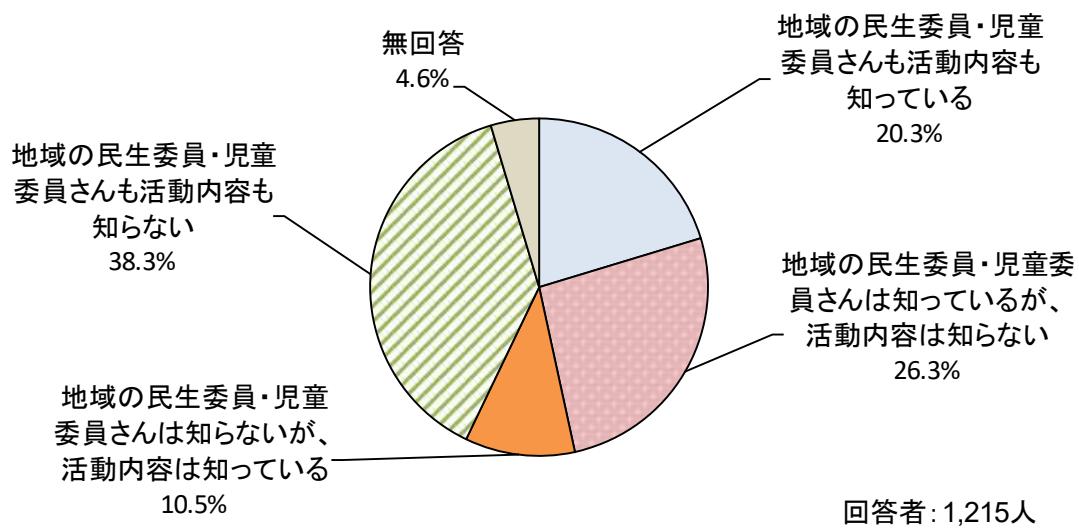
- ・南相馬市社会福祉協議会を知っているか



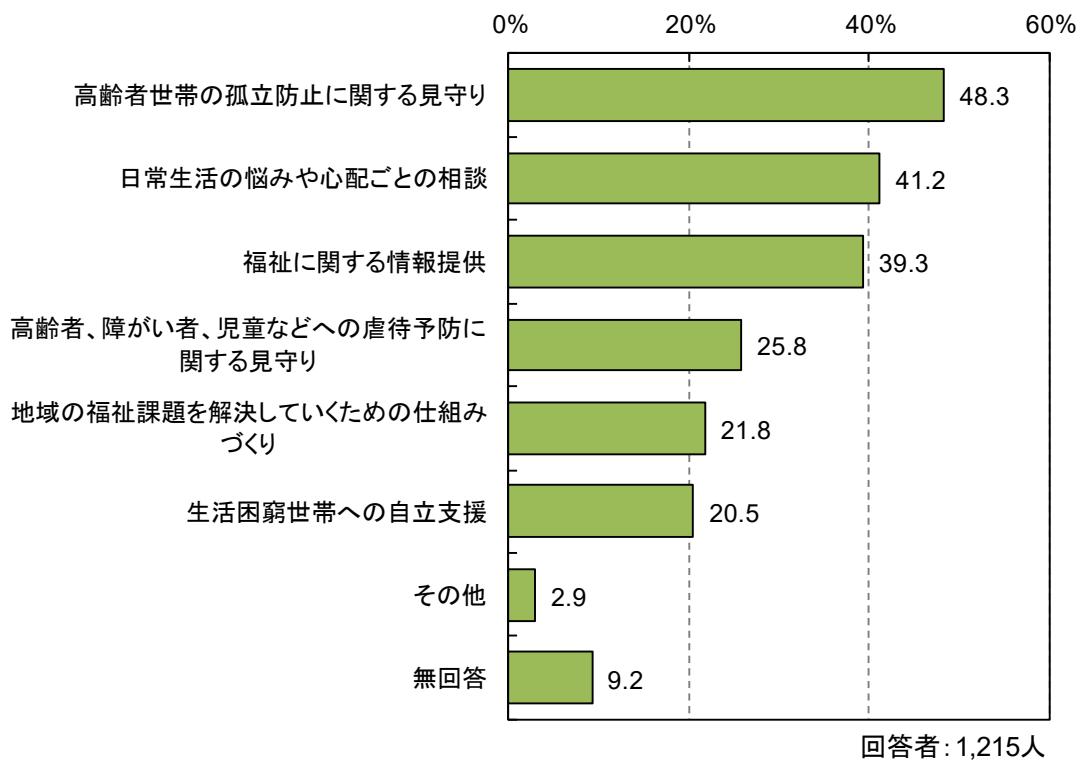
- ・南相馬市社会福祉協議会に期待すること



・地域の民生委員・児童委員を知っているか



・民生委員・児童委員に期待すること



- ・誰もが安心して暮らせる地域づくりのための課題や困りごとについて（自由回答）
※いただいた回答の一部抜粋

●高齢者に関するこ

- ・震災前は子ども家族と同居していたが、現在は夫婦のみでの生活で老後が心配。
- ・高齢者のひとり暮らしが多く、一人きりにならないように、近所の方とコミュニケーションをとり、毎日楽しく暮らしていけるよう自助努力が必要。
- ・高齢者の交通手段を考慮して欲しい。通院や買い物が不便で、免許証の自主返納などできない人が多い。

●子どもに関するこ

- ・保育施設の不足及び保育士さんの不足で、出産後働きたくても働けない状況が続いている。仕事のできる大切な人材が復帰できずに困っている。何とか待機児童の解消を図るよう、重点的に取り組んで欲しい。
- ・午後や夜間、休日に子どもが体調を壊したときは他市町村まで行っている。南相馬市でも夜間、休日に子どもを診てもらいたい。
- ・金銭面や施設を気にせず、子どもを産み育てる環境の充実を望む。

●障がいに関するこ

- ・障がい者に対しての支援を強化してほしい（いろいろな角度から）。成人になってから安心して生活できるように。親が先にいなくなっても、生きていけるよう支援の強化。
- ・コンビニやスーパーで普通車が許可なく置いているため、障がい者の車を駐車できないことが大変多い。
- ・健常な子どもでも障がいのある子どもでも、安心して同じく遊べて学べる施設の設立。

●福祉サービスなどについて

- ・必要としている情報が、必要としている人へ届いていないと感じている。「広報」などと連携していただけるとありがたい。
- ・高齢者の多い地域であり、老々介護世帯があちこちで見られるようになってきた。そのような中で、施設にお世話になる場合、家族が安心してお願いできるよう（もちろん入所する高齢者本人も）、介護施設の充実とその職員の確保を希望する。
- ・困りごとがあるても、自分で探したり、相談できない人も多くいる。

●社会福祉協議会や民生委員などに関するこ

- ・社協が中心となり、現在福祉活動にかかっている方が抱えている課題を広く住民（地域）に訴えられる機会（地域福祉懇談会など）を設けてほしい。また困っている住民の悩みを吸い上げる。

- ・民生委員がどんな仕事をしているか、日頃どんな相談に乗ってくれるのか、もっと周知が必要。地区によっては活動が目に見えてこないという声がある。
- ・時々訪問していただくのが何より嬉しく思う。相談しやすく、本当に助かる。定期的な訪問を行って欲しい。

●地域生活に関すること

- ・震災後、人の出入りが多く、以前のコミュニティが崩れてしまった。新しく入ってきた人と前から住んでいる人を繋ぐような活動や支援が必要。
- ・隣組の連携を大切にして、今どういうことが大切なのか、お互い話し合える事が大切。
- ・高齢者の増加、若者・子供の減少で地域活動に参加する人がいなくなっている。

●防災・防犯に関すること

- ・原発事故時、高齢者同行避難が厳しく、避難できなかった。緊急時の避難マニュアル、繰り返しの説明を希望する。
- ・子どもたちの通学など不安がある(スピードを出して走行する車を多く見かけるため)。登下校の際の見守り強化が必要。
- ・街から少し離れた場所にも外灯を作るべき。自転車等で帰ってくる子どもの不安を解消するべき。

●医療に関すること

- ・医療機関についての問題。診察時間が短かったり、土日休診であったりすることから、地元の医療機関を受診できない。そのため、近隣地域まで行って受診している。
- ・休日様々な医療機関に行くと、どこも混み合っており、もう少し様々な医療機関が南相馬市に増えればいいなと思っている。
- ・総合病院、体制の充実を図っていただきたい。それにより、患者さんへの対応が誠実で適切になり、スムーズになることを願う。そして個人クリニックの負担が軽減されれば、受診する者にとっても何よりだと思う。

●南相馬市に関するこ

- ・地域を活性化するためには、企業誘致等、働く場所を提供したり、税の優遇措置をとり、人口を増す工夫をしなければならないと思う。
- ・人数が少なくなっている中、市民に丸投げすることなく、もう少し市の職員の専門性を身につけ、工夫してほしい。
- ・市として発展するには、医療の充実に努めながら、どういう産業に力を入れるべきか、よく将来を見据えて取り組むべきだと思う。

3 地域福祉懇談会の実施及び結果

（1）地域福祉懇談会の実施

地域のつながりの希薄化、少子・高齢化等地域や家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、全ての人が地域の中で安心し、生きがいをもって生活し続ける環境を作るためには、市民一人ひとりが地域福祉の推進に関わり、行政、市民、社会福祉協議会や関係団体等との協働により「地域福祉の課題」に取り組んでいく必要があります。

そこで、今後の地域福祉活動の促進と地域福祉計画の策定にあたり、南相馬市社会福祉協議会との共催により、地域福祉懇談会を開催し広くご意見を伺いました。

◎平成 30 年度地域福祉懇談会の開催状況

主催：社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会

共催：南相馬市

開催日	開催場所	対象地域	参加者数
平成 30 年 7 月 3 日	原町区福祉社会館	原町区 原町地区	49 名
7 月 4 日	石神生涯学習センター	原町区 石神地区	34 名
7 月 9 日	浮舟文化会館	小高区	30 名
7 月 10 日	太田生涯学習センター	原町区 太田地区	32 名
7 月 11 日	高平生涯学習センター	原町区 高平地区	41 名
7 月 12 日	かしま交流センター	鹿島区	46 名
7 月 13 日	大甕生涯学習センター	原町区 大甕地区	26 名
			延 258 名

◎懇談会の方法

平成 29 年度までに開催した懇談会で出された“地域の課題”をふまえ、今後の福祉活動の推進や課題解決のための方法を探るため、大きく 3 つのテーマを掲げグループに分かれて話し合いました。

【懇談会のテーマ】

- ①「地域での見守り・支え合い活動について」
- ②「ボランティア活動・地域福祉活動の推進について」
- ③「住み慣れた地域で安心して暮らすために」
- ④その他(①～③以外のテーマを自由に設定)

(2) 地域福祉懇談会結果

【懇談会のテーマ】

- ①「地域での見守り・支え合い活動について」
- ②「ボランティア活動・地域福祉活動の推進について」
- ③「住み慣れた地域で安心して暮らすために」
- ④その他(①～③以外のテーマを自由に設定)

【多く出た意見】

● 自助

- ・隣組に参加する
- ・隣近所でのあいさつをする
- ・子どもの登下校時のあいさつ・見守りをする
- ・ゴミ置き場でのコミュニケーション
- ・サロンに参加する
- ・転入者との関わりを強くする
- ・一人暮らし高齢者への見守り・声かけ
- ・地域行事への参加の呼びかけをする
- ・自宅に引きこもらず、外に出る

隣組への参加や、あいさつ・子どもの見守りなど隣近所や地域とのつながりを重視している声が多く出されたほか、震災後の転入者が隣組に参加しない、地域活動に参加しないなど、これまで住んでいる住民と新たに転居してきた住民との関係の構築に悩む声が多く見られました。

また、一人暮らし高齢者への地域の見守りや地域行事参加への声かけを行うなどの意見も見られ、地域での支えあい・助けあいの重要性を認識していると考えられます。

●互助・共助

- ・老人会・子ども会の開催
- ・買い物、運転などの協力
- ・障がい者や一人暮らし高齢者への訪問活動を行う
- ・ゴミ出しの協力（高齢者）
- ・世代間の交流を行う
- ・地域で協力し空き家の管理を行う
- ・結の復活
- ・サロンや地域活動の指導者の育成
- ・学校行事への積極的な参加

地域内の交流、助けあいについての意見が多く出されました。

また、高齢者だけでなく、世代間の交流事業を行いたいとの声が多く、学校行事へ積極的に参加する等の意見も見られました。

高齢者や障がい者に対して、住民同士での見守りだけでなく、社会福祉協議会などが訪問活動、声かけを定期的に行ってほしいとの意見も多くあり、今後増加する一人暮らし高齢者への対応が重要視されています。

買い物や通院など、高齢者の交通手段についても、多くの意見があり、公共交通機関だけでなく、乗り合いや買い物の手伝いなど、地域でできる事の意見が多くありました。

●公助

- ・「みなタク」の利便性の向上（土日の運行など）
- ・移動手段の確保（バスの本数・停留所を増やす）
- ・交通弱者への補助の拡大
- ・医療機関の整備
- ・防犯のための巡回強化
- ・働く場の確保
- ・公共サービス周知
- ・防災無線の整備など、防犯・防災の体制整備

交通機関についての要望が多く見られ、「みなタク」の利用については、土日の運行や、運行範囲の拡大など利便性の向上を求める声が多くありました。

また、バスなど公共交通機関の運行本数の増加や停留所の増設についての要望もありました。

防犯・防災については、空き家の増加などもあり、防犯パトロール等の巡回など警察と連携した対応が求められており、防災については、防災無線が聞こえない地域があるなど、災害発生時への対応の強化も求められています。

南相馬市地域福祉計画

発行・編集 2019年●月

南相馬市 社会福祉課

〒975-8686

南相馬市原町区本町二丁目27番地

TEL 0244-24-5243